

令和 2 年

赤平市議会第 1 回定例会会議録（第 1 日）

3 月 5 日（木曜日）午前 10 時 00 分 開 会
午後 3 時 06 分 散 会

○議事日程（第 1 号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期決定の件
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 市政の報告（市長・教育長）
日程第 5 令和 2 年度市政執行方針演説
（市長・教育長）
日程第 6 議案第 75 号 赤平市行政手続
等における情報通信の技術の利用
に関する条例の一部改正について
日程第 7 議案第 76 号 赤平市固定資産
評価審査委員会条例の一部改正に
ついて
日程第 8 議案第 77 号 赤平市職員の育
児休業等に関する条例の一部改正
について
日程第 9 議案第 78 号 赤平市特別会計
条例及び赤平市霊園管理基金条例
の一部改正について
日程第 10 議案第 79 号 赤平市手数料徴
収条例の一部改正について
日程第 11 議案第 80 号 赤平市放課後児
童健全育成事業の設備及び運営に
関する基準を定める条例の一部改
正について
日程第 12 議案第 81 号 赤平市廃棄物の
資源化・再利用の促進及び適正処
理に関する条例の一部改正につい
て
日程第 13 議案第 82 号 赤平市エルム高

原施設管理事務所設置条例の一部
改正について

- 日程第 14 議案第 83 号 赤平市市営住宅
条例の一部改正について
日程第 15 議案第 84 号 赤平市特定公共
賃貸住宅管理条例の一部改正につ
いて
日程第 16 議案第 85 号 赤平市建築確認
等申請手数料徴収条例の一部改正
について
日程第 17 議案第 86 号 赤平市水道事業
の設置等に関する条例及び赤平市
病院事業の設置等に関する条例の
一部改正について
日程第 18 議案第 87 号 市道の認定につ
いて
日程第 19 議案第 88 号 市道の廃止につ
いて
日程第 20 議案第 89 号 令和元年度赤平
市一般会計補正予算
日程第 21 議案第 90 号 令和元年度赤平
市国民健康保険特別会計補正予算
日程第 22 議案第 91 号 令和元年度赤平
市後期高齢者医療特別会計補正予
算
日程第 23 議案第 92 号 令和元年度赤平
市下水道事業特別会計補正予算
日程第 24 議案第 93 号 令和元年度赤平
市霊園特別会計補正予算
日程第 25 議案第 94 号 令和元年度赤平

- 市介護サービス事業特別会計補正
予算
- 日程第 2 6 議案第 9 5 号 令和元年度赤平
市水道事業会計補正予算
- 日程第 2 7 議案第 9 6 号 令和元年度赤平
市病院事業会計補正予算
- 日程第 2 8 議案第 9 7 号 令和 2 年度赤平
市一般会計予算
- 日程第 2 9 議案第 9 8 号 令和 2 年度赤平
市国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 0 議案第 9 9 号 令和 2 年度赤平
市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 3 1 議案第 1 0 0 号 令和 2 年度赤平
市下水道事業特別会計予算
- 日程第 3 2 議案第 1 0 1 号 令和 2 年度赤平
市用地取得特別会計予算
- 日程第 3 3 議案第 1 0 2 号 令和 2 年度赤平
市介護サービス事業特別会計予算
- 日程第 3 4 議案第 1 0 3 号 令和 2 年度赤平
市介護保険特別会計予算
- 日程第 3 5 議案第 1 0 4 号 令和 2 年度赤平
市水道事業会計予算
- 日程第 3 6 議案第 1 0 5 号 令和 2 年度赤平
市病院事業会計予算
- 日程第 3 7 報告第 9 号 専決処分の報告
について
- 日程第 3 8 報告第 1 0 号 専決処分の報告
について
- 日程第 3 9 報告第 1 1 号 専決処分の報告
について
- 日程第 4 0 報告第 1 2 号 令和元年度定期
監査及び財政的援助団体監査報告
について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告

- 日程第 4 市政の報告（市長・教育長）
- 日程第 5 令和 2 年度市政執行方針演説
（市長・教育長）
- 日程第 6 議案第 7 5 号 赤平市行政手続
等における情報通信の技術の利用
に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 7 6 号 赤平市固定資産
評価審査委員会条例の一部改正に
ついて
- 日程第 8 議案第 7 7 号 赤平市職員の育
児休業等に関する条例の一部改正
について
- 日程第 9 議案第 7 8 号 赤平市特別会計
条例及び赤平市霊園管理基金条例
の一部改正について
- 日程第 1 0 議案第 7 9 号 赤平市手数料徴
収条例の一部改正について
- 日程第 1 1 議案第 8 0 号 赤平市放課後児
童健全育成事業の設備及び運営に
関する基準を定める条例の一部改
正について
- 日程第 1 2 議案第 8 1 号 赤平市廃棄物の
資源化・再利用の促進及び適正処
理に関する条例の一部改正につい
て
- 日程第 1 3 議案第 8 2 号 赤平市エルム高
原施設管理事務所設置条例の一部
改正について
- 日程第 1 4 議案第 8 3 号 赤平市市営住宅
条例の一部改正について
- 日程第 1 5 議案第 8 4 号 赤平市特定公共
賃貸住宅管理条例の一部改正につ
いて
- 日程第 1 6 議案第 8 5 号 赤平市建築確認
等申請手数料徴収条例の一部改正
について
- 日程第 1 7 議案第 8 6 号 赤平市水道事業
の設置等に関する条例及び赤平市

病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

日程第18 議案第 87号 市道の認定について

日程第19 議案第 88号 市道の廃止について

日程第20 議案第 89号 令和元年度赤平市一般会計補正予算

日程第21 議案第 90号 令和元年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算

日程第22 議案第 91号 令和元年度赤平市後期高齢者医療特別会計補正予算

日程第23 議案第 92号 令和元年度赤平市下水道事業特別会計補正予算

日程第24 議案第 93号 令和元年度赤平市霊園特別会計補正予算

日程第25 議案第 94号 令和元年度赤平市介護サービス事業特別会計補正予算

日程第26 議案第 95号 令和元年度赤平市水道事業会計補正予算

日程第27 議案第 96号 令和元年度赤平市病院事業会計補正予算

日程第28 議案第 97号 令和2年度赤平市一般会計予算

日程第29 議案第 98号 令和2年度赤平市国民健康保険特別会計予算

日程第30 議案第 99号 令和2年度赤平市後期高齢者医療特別会計予算

日程第31 議案第100号 令和2年度赤平市下水道事業特別会計予算

日程第32 議案第101号 令和2年度赤平市用地取得特別会計予算

日程第33 議案第102号 令和2年度赤平市介護サービス事業特別会計予算

日程第34 議案第103号 令和2年度赤平市介護保険特別会計予算

日程第35 議案第104号 令和2年度赤平市水道事業会計予算

日程第36 議案第105号 令和2年度赤平市病院事業会計予算

日程第37 報告第 9号 専決処分の報告について

日程第38 報告第 10号 専決処分の報告について

日程第39 報告第 11号 専決処分の報告について

日程第40 報告第 12号 令和元年度定期監査及び財政的援助団体監査報告について

○出席議員 10名

1番 竹村 恵一 君
 2番 安藤 繁 君
 3番 木村 恵 君
 4番 鈴木 明広 君
 5番 五十嵐 美知 君
 6番 北市 勲 君
 7番 御家瀬 遵 君
 8番 伊藤 新一 君
 9番 東 成一 君
 10番 若山 武信 君

○欠席議員 0名

○欠 員 0名

○説 明 員

市 長 畠山 渉 君
 教育委員会教育長 高橋 雅明 君
 監査委員会 目黒 雅晴 君
 選挙管理委員会 壽崎 光吉 君
 委 員 長
 農業委員会会長 中村 英昭 君
 副 市 長 永川 郁郎 君

総務課長	熊谷	敦君
企画課長	林	伸樹君
財政課長	尾堂	裕之君
税務課長	田村	裕明君
市民生活課長	町田	秀一君
社会福祉課長	蒲原	英二君
介護健康推進課長	千葉	睦君
商工労政観光課長	磯貝	直輝君
農政課長	若狭	正君
建設課長	林	賢治君
上下水道課長	亀谷	貞行君
会計管理者	伊藤	寿雄君
あかびら市立病院 事務長	井上	英智君

教育委員会	学校教育課長	大橋	一君
〃	社会教育課長	野呂	道洋君

監査事務局長	中西	智彦君
--------	----	-----

選挙管理委員会 事務局長	梶	哲也君
-----------------	---	-----

農業委員会 事務局長	若狭	正君
---------------	----	----

○本会議事務従事者

議会事務局長	井波	雅彦君	
〃	総務議事 担当主幹	安原	敬二君
〃	総務議事 係長	笹木	芳恵君

(午前10時00分 開 会)

○議長(若山武信君) これより、令和2年赤平市議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長(若山武信君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、4番鈴木議員、6番北市議員を指名いたします。

○議長(若山武信君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から17日までの13日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から17日までの13日間と決定いたしました。

○議長(若山武信君) 日程第3 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長(井波雅彦君) 報告いたします。

諸般報告第1号ですが、市長から送付を受けた事件は34件であります。

監査委員から報告のあった事件は1件であります。

本会議に説明のため出席を求めた者につきましては、記載のとおりであります。

次に、議長報告であります。令和元年第4回定例会以降令和2年3月4日までの動静につきましては、記載のとおりであります。

次に、例月現金出納検査の結果であります。監査委員報告書の概要を記載しております。

次に、本日の議事日程につきましては、第1号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況ですが、本日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(若山武信君) 日程第4 市政の報告であります。

一般行政について報告を求めます。市長。

○市長(畠山渉君) [登壇] 前定例会以降の市政の概要につきましてご報告申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症への対応につきまして申し上げます。世界各国で猛威を振るっております新型コロナウイルス感染症でございますが、日本の中でも特に私どもの北海道においては確認されております感染者数が突出している状況でございます。2月28日、北海道知事による緊急事態宣言がなされたことは、報道等でご承知のことと思います。最近では感染経路が不明な患者も多く発生しており、北海道におきましては、昨日現在ではございますが、既に82人の感染者と3人の死亡が報告されております。本日3月5日現在、赤平市における感染者の確認はされておりませんが、道内各地、近隣においても感染者が確認されておりますことから、いつ本市で感染者が発生してもおかしくない状況に来てしていると認識しております。このような状況を受け、赤平市といたしましては2月20日、副市長を議長とする新型コロナウイルスに関する緊急連絡会議を開催し、その後2月25日16時、市長を本部長とする赤平市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、現在までに計3回の対策本部会議を開催したところでございます。対策本部会議では、政府が示す新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の確認や不測の事態に備え、庁内の体制や各課の対応について適宜確認を行っているところでございます。また、感染リスクを抑えるため市が主催、共催するイベントや会議などにつきましても3月末日まで原則中止、または延期とする方針を固めたところでありまして、広報あかびら3月号折り込みチラシ並びに市ホームページで皆様にお知らせさせていただ

ております。イベント等に参加を予定し、楽しみにされていた皆様やこれまでご準備されてきた関係者、関係団体をはじめ市民の皆様にも大変ご迷惑をおかけしているところではございますが、何とぞ事情をお察しの上、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。いまだ終息する兆しは見えない状況ではございますが、今後におきましても日々目まぐるしく変わる状況、情報に的確に対応し、市民の皆様が安心して暮らせるよう適宜情報提供してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、第6次赤平市総合計画並びに赤平市ごと・ひと・まち創生総合戦略について申し上げます。昨年8月、赤平市まちづくり市民会議に諮問いたしました第6次赤平市総合計画につきましては、これまで浅倉会長、石成副会長の下、5つの専門部会に分かれ、行政と一体となって議論され、本年1月に素案が完成し、パブリックコメントを実施させていただいたところでございます。また、赤平市ごと・ひと・まち創生総合戦略につきましては、本年1月に戦略会議並びにみらい部会による効果検証会議を開催したところでございまして、総合計画、総合戦略、両計画について2月5日から18日までの間、市内27団体と懇談会を開催し、意見交換をさせていただいたところでございます。頂きましたご意見、ご要望につきましては、精査させていただきながら両計画に反映してまいりたいと考えております。

次に、北海道日本ハムファイターズ北海道179市町村応援大使2020について申し上げます。本年1月より近藤健介選手、井口和朋選手の両選手が本市の応援大使に就任し、応援大使事業の円滑な運営と効果的な実施を目的に2月5日、北海道日本ハムファイターズ赤平市応援大使事業実行委員会を設立し、第1回目となる実行委員会を開催いたしました。実行委員会の事務局を企画課に置き、関係団体から選出された7名の委員で構成し、会長に永川副市長を選任し、今後の応援大使事業の展開について委員の皆様で活発にご協議いただいたところでございま

す。なお、予定しておりました一部の応援大使事業につきましても新型コロナウイルス感染症の影響により中止となっておりますが、引き続き球団等の連携を図りながら双方が有益な取組となるよう努めてまいります。

次に、交通安全について申し上げます。北海道における平成31年及び令和元年の1年間における交通事故発生件数は9,595件、負傷者数1万1,046人といずれも前年より減少いたしました。交通事故死者数は152人となり、4年ぶりの増加となったところでもあります。一方、本市における平成31年及び令和元年の1年間における交通事故件数は3件で前年より10件の減少、負傷者数は3人で前年より13人の減少となっております。また、交通事故死ゼロの日は2,200日を超え、各地域の皆様のご尽力や関係機関との連携による交通安全運動によるものと受け止めております。本年も春の全国交通安全運動をはじめ、様々な運動が展開される予定であり、関係機関と情報共有を密にしながら、市内の交通安全関係団体や町内会、市民の皆様の一層のご協力を賜りながら交通安全の推進を図ってまいります。

最後に、工事の進捗状況につきましては別紙のとおりでございます。

以上、市政の概要につきましてご報告申し上げますが、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。○議長（若山武信君） 次に、教育行政について報告を求めます。教育長。

○教育長（高橋雅明君）〔登壇〕 前定例会以降の教育行政の概要についてご報告いたします。

初めに、学校教育関係について申し上げます。最初に、新型コロナウイルス感染症に対応した赤平幼稚園及び市内小中学校の臨時休業についてであります。本道における感染の流行を早期に終息させるため集団による感染の拡大を防止することが極めて重要でありますことから、2月27日から3月4日までの7日間を臨時休業としたところですが、さらに国の要請を受け、春休みまでの間引き続き臨時休校としております。

次に、赤平市立小学校統合に伴う校舎建設の実施設計についてであります。本年2月末に委託期間が終了しました。今後令和2年度及び令和3年度の統合小学校建設工事に向け関係者と協議をしながら諸準備を進め、教育環境の向上を目指し、円滑な事業実施に努めてまいります。

次に、小学校5年生と中学校2年生を対象に悉皆調査として行われた全国体力・運動能力、運動習慣等調査についてであります。その結果が12月23日に文部科学省から発表されました。本市の結果につきましては、体力合計点の比較において小学校、中学校とも全国、全道平均を下回っておりますが、種目別では小学校男子の握力、上体起こし、反復横跳び、ソフトボール投げ、小学校女子、中学校男子及び中学校女子の握力が全国平均を上回っている状況です。この調査の結果を受け、本市の子供たちの課題を分析し、運動習慣、生活習慣の改善に努めてまいります。

次に、令和2年度における小中学校の児童生徒数及び学級編制についてであります。小学校につきましては、全児童数が287名となり、令和元年度と比較して19名の減となる見込みです。また、新入学児童数は3小学校で48名の見込みです。なお、学級編制につきましては、普通学級は全体で18学級となり、増減はない見込みです。中学校につきましては、全生徒数が171名となり、令和元年度と比較して13名の増となる見込みです。なお、学級編制につきましては、普通学級は6学級となり、増減はない見込みです。特別支援学級につきましては、3小学校の全児童数が20名となり、令和元年度と比較して2名の減となる見込みです。なお、学級編制につきましては、全体で7学級となり、1学級の減となる見込みです。中学校の特別支援学級につきましては、生徒数が11名となり、令和元年度と比較して1名の増となる見込みです。なお、学級編制につきましては、3学級となり、1学級の減となる見込みです。

次に、赤平幼稚園についてであります。令和2年度は新規入園希望者と合わせて3歳児が9名、4

歳児が14名、5歳児が19名の計42名となり、令和元年度と比較して3歳児が3名の減、4歳児が5名の減、5歳児が同数となり、合わせて8名の減となる見込みです。

次に、中学校卒業生の進路についてであります。今年度末をもって卒業する中学3年生の進路につきましては、中学校においてきめ細かな進路指導を行ってまいりましたが、卒業生54名は主に近隣市町の高校への出願手続を完了したところであります。

次に、給食センター関係であります。JAたきかわゆめぴりか生産部会赤平支部様より昨年に引き続き米飯給食1日分の新米、ゆめぴりかを寄贈していただき、給食だよりでお知らせの上、大切に使用させていただきました。

次に、社会教育関係について申し上げます。初めに、社会教育施設等の新型コロナウイルス感染症防止等の対策についてであります。交流センターみらい、東公民館、総合体育館、ふれあいホール及び炭鉱遺産ガイダンス施設につきましては、3月5日から3月25日までの間臨時休館とし、図書館につきましては蔵書の貸出し、返却のみ業務として利用制限を行うことといたしました。

次に、1月12日、交流センターみらいにおいて令和2年赤平市新成人を祝う会を開催いたしました。対象者は82名のうち58名が参加し、本年も厳かな中、赤平火太鼓の記念公演や北海道日本ハムファイターズ選手への応援メッセージの収録を行うなど華やかに式典が執り行われ、ご来賓やご家族の祝福を受けるとともに、次代の担い手としての今後の活躍を期待される祝う会となりました。

次に、青少年関係の行事について申し上げます。1月11日、ふれあいホールにおいて第41回青少年健全育成子どもかるた会、百人一首大会を開催いたしました。小学生、中学生合わせて18名、4チームで試合を行い、結果、小学生の部では赤間Aチームが、中学生の部は赤平Aチームが優勝となりました。出場した4チームにつきましては、1月25日に長沼町で開催された第23回全道子どもかるた大会空知地

区予選大会に出場し、4チームとも残念ながら1回戦で敗退となりましたが、下の句かるたの文化に触れ、他市町の児童生徒と交流を図るよい機会となりました。

また、1月18日、総合体育館において第50回青少年健全育成冬季スポーツ大会を開催いたしました。競技はミニバスケットボールを実施し、小学生60名、男子5チーム、女子3チームが参加し、結果、男子が豊里地区育成会Aチーム、女子は豊里地区育成会チームが優勝し、協調性を育みながら熱戦を繰り広げました。

2月11日、エルム高原家族旅行村において、こども冬あそび、エルムで雪あそびを開催いたしました。幼児、小学生及び中学生、合計36名が参加し、スノーラフティング、そり遊び、雪中宝探し、雪玉の的当てを行い、雪遊びを満喫いたしました。

次に、東公民館関係について申し上げます。市内小中学生を対象に「私の大切なもの」をテーマに第16回冬休みオリジナルイラスト絵画展を行い、小中学生から111点の作品の応募があり、審査の結果、43名の入賞者及び入選者が選ばれ、2月8日、東公民館において表彰式を行い、その後東公民館及び交流センターみらいで作品展示を行いました。

また、下期講座として2月19日に陶芸講座を開催し、13名の参加者があり、それぞれ楽しみながらオリジナルの陶芸作品の作成に取り組みました。

次に、社会体育関係について申し上げます。2月の16日、総合体育館において第11回ニュースポーツ大会を開催し、高齢者を中心に24名が参加し、フロアカーリング競技のダブルス戦を行い、熱戦を繰り広げ、交流を深めました。

最後に、炭鉱遺産ガイダンス施設について申し上げます。2月22日、炭鉱遺産ガイダンス施設及びその周辺においてNPO法人炭鉱の記憶推進事業団主催による炭鉱の雪灯り2020を開催する予定でしたが、新型コロナウイルスの感染防止のためやむなく中止となったところです。

以上、教育行政の概要についてご報告をさせてい

ただしましたが、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 日程第5 令和2年度市政執行方針演説を行います。市政執行方針について、市長。

○市長（畠山渉君）〔登壇〕はじめに
令和2年赤平市議会第1回定例会の開会にあたり、市政運営と当面する諸課題を中心に所信を申し述べ、市議会議員各位、並びに市民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私は、昨年6月の第2回定例会における初めての所信表明において「市民との対話を交えた政策決定プロセスの確立」において、赤平版世論調査となる「市民アンケートの実施」と「事業の決定過程の透明化」の大きく2点をお約束いたしました。

アンケートの結果につきましては、既に広報あかびら等を通じ、市民の皆さまに周知を図ったところであります。

令和元年度におきましては「第6次赤平市総合計画」の策定年であり、市民アンケートの結果を計画へ反映し、「第2期赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略」とあわせた各団体との懇談会をはじめ、市民の皆さまから広く意見をいただいたところであります。

「現況の調査」による「科学的な根拠」に基づき「暮らしに身近な政策を優先する」という私の考え方が、市民の皆さまから、幅広い支持を得ることができるよう、市民の声をしっかりと受け止め、揺るぎない決意で市政の遂行に取り組んでまいります。

第6次赤平市総合計画につきましては、昨年、様々な団体の皆さまで構成する「まちづくり市民会議」を設置し、市民アンケートの結果や住民懇談会、団体懇談会、パブリックコメントも実施させていただき、5つの専門部会などで議論を重ね、令和2年3月の完成を予定しております。

「市民とともに歩むまちづくり」、「市民にやさしいまちづくり」、「市民が誇れる魅力あふれるま

ちづくり」をまちづくりの基本方向とし、5つの基本目標を定めました。

それらを実施することにより、赤平の魅力、地域資源である、「ひと、自然、産業」この3つが、赤平市民みんなが同じ目的に向かって力を合わせる協働により、多様な立場の人達と対話しながら、新しい価値を「共」に「創」りあげ、輝いていくということから、「ひと・自然・産業が輝く 協働と共創のまち赤平」を赤平市の将来像とさせていただきます。

令和元年9月末の人口で赤平市の人口は1万人を下回り、9,971人となってしまいました。国立社会保障・人口問題研究所の推計では令和12年で6,812人と推計されておりますが、様々な施策の推進により、計画終了の令和11年で7,357人に留めることを目標とし、人口減少化においても持続的なまちづくりに努めてまいります。

また、「赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略」につきましては、総合計画の策定にあわせ、人口減少対策における重点施策として位置付けており、総合戦略の効果検証や国の方針を踏まえ、基本的に第1期目の総合戦略を踏襲した、第2期の「赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略」をスタートしてまいります。

なお、令和2年度におきましても、改めて協議の場を設けさせていただき、効果や検証を行った上で変更が必要な場合につきましては、見直しを図ってまいります。

それでは、令和2年度における主な施策につきまして、本年3月に計画策定を予定しております第6次赤平市総合計画の基本目標に沿って述べさせていただきます。

II 主な施策

1 健やかな暮らしをともに支え合うまち

『健康づくりの推進』としましては、「第2次赤平市健康増進計画」に基づき、「生活習慣病予防対策」、「こころの健康対策」、「栄養・食生活対策」、「身体活動・運動対策」、「喫煙と飲酒対策」、「歯

・口腔対策」の6分野で広く保健活動に取り組み、健康寿命の延伸に努めてまいります。

『生活習慣病予防対策』としましては、若い頃からの食生活、運動習慣、喫煙が発症に強く影響することから、生活習慣の改善に取り組めるよう保健師や栄養士等による健康相談、健康教育、講演会、イベント等をとおし、普及啓発に努めるとともに、健康診査やがん検診など各種健診の受診率向上に努め、早期発見、早期治療に努めてまいります。

また、引き続き保健師の地区担当制を推進し、地域や企業の方と協働し、健康づくりに取り組んでまいります。

『地域医療の充実』としましては、市立病院の医師、看護師及び医療技術者の人的体制や設備の充実に図り、高度医療やより専門的な分野におきましては、近隣の医療機関との連携・協力体制のもと、救急医療を含め、安心して医療を受けられる体制を維持してまいります。

また、「地域包括ケア病床」の充実と「地域医療連携室」の体制強化、さらに「在宅医療・健診センター」においては、訪問診療や訪問看護といった在宅医療の充実に図るなど、入院時や退院後の支援、また、介護・福祉施設などとの連携の強化に努めてまいります。

一方、「地域医療構想」の示す「団塊の世代」が全て75歳以上となる2025年に向けて、人口構造の変化に対応したバランスの取れた医療提供体制の構築を目指し「中空知地域医療構想調整会議」等で関係機関と協議を重ね、まずは重点課題とされる外来患者の集中緩和や回復期病床の不足解消に積極的に取り組んでまいります。

『地域福祉の充実』としましては、高齢者世帯、障がい者世帯、要介護世帯、ひとり親世帯等で自力での除雪が困難であり、支援してくれる親族もいない世帯について、「高齢者世帯等除雪費助成事業」を通じて除雪に対する支援を継続してまいります。

『出産・子育て支援の充実』としましては、若者の定住促進、将来のまちを築き上げるため、若者が

安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めることが重要であります。

子ども医療費の助成につきましては、18歳到達後最初の3月末までの方を対象に医療費を無料化することにより、子育て世帯の経済的負担軽減と、全ての子どもが安心して医療を受けられるよう引き続き実施してまいります。

高校通学費等助成につきましては、保護者の経済的負担の軽減及び当該生徒の健全な育成を図る目的として、令和2年度において、これまでの月額5,000円の支給を7,000円に拡充し、さらなる経済的負担の軽減に努めてまいります。

ひとり親世帯への支援につきましては、母子・父子自立支援員による相談業務等を通じ各種制度の説明や家庭の状況に応じた助言を行うと共に、仕事と子育てを両立をしながら経済的に安定した生活を送れるよう、「ひとり親家庭入学支度助成事業」や「民間賃貸住宅の家賃助成」を行い、ひとり親世帯の経済的負担軽減を引き続き支援してまいります。

幼児教育・保育につきましては、国による令和元年10月からの「幼児教育・保育の無償化制度」により、3歳から5歳までの全児童及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯において無償化を実施しておりますが、さらに市の独自減免により、対象世帯の副食費につきましても無償化してまいります。

「第2期赤平市子ども・子育て支援計画」につきましては、市内のすべての子どもが等しく質の高い教育・保育サービスを受けられる環境の整備に努め、「児童福祉施設整備計画」につきましても、計画の変更を行ってまいります。

子育て世代の住環境整備につきましては、吉野第一団地1号棟の整備に伴い、学校区を中心とした地域で「子育てにやさしい」をコンセプトにし、1棟11戸のうち、子育て世帯向け住戸を4戸整備してまいります。

『高齢者支援の充実』としましては、介護予防の推進として、高齢者ができる限り要介護状態になることなく、健康で自分らしい生活が送ることができ

るよう、引き続き運動教室やゆる元体操指導者育成、体力測定会、介護予防講演会等を開催し、介護予防や閉じこもり予防、認知症予防に努めてまいります。

認知症対策の推進につきましては、認知症地域支援推進員を中心とした認知症サポーター養成講座の開催、認知症ケアパスの作成等を進めてまいります。

生きがいづくり・社会参加活動の促進につきましては、一人暮らしの高齢者や高齢者世帯の割合が全国平均の約2倍と高く、家族介護力に限界がある中、地域の見守りや支え合いが更に重要となります。生活支援の担い手である、ボランティア「エリアサポーター」による、地域の見守りや介護予防、お茶会サロンなどの活動を支援してまいります。

『障がい者支援の充実』としましては、障がい者に対する理解の促進として、手話の普及啓発において、手話奉仕員の研修会や、奉仕員の派遣事業等により、手話を必要とする市民が安心して生活できるよう、手話が使いやすい環境を整えてまいります。

2 安全・安心で快適に暮らせるまち

『移住・定住の促進』としましては、市営住宅の適正管理として、「赤平市住生活基本計画」及び「公営住宅等長寿命化計画」を基本に、老朽化が著しい公的住宅の計画的な建替えや改善・修繕の実施により、良質な住宅ストックの形成とともに、適正な供給戸数の確保を目指し、住宅セーフティネットづくりを進めてまいります。

吉野団地の建替事業につきましては、1棟11戸を建設中であり令和2年8月の完成に向けて、外構・駐車場整備を行ってまいります。

本市においては、公的住宅の割合が高く、所得要件により入居できない方もおり、住宅の選択肢拡大のため、民間賃貸住宅の建設支援や居住性の向上により、若年世帯等の移住・定住の促進や地域経済の活性化を図ることを目的として、「民間賃貸住宅建設費助成事業」「民間賃貸住宅リフォーム助成事業」並びに、民間賃貸住宅の建設にあたり用地を購入しやすい支援を行う「民間賃貸住宅土地購入助成事業」を継続してまいります。

あわせて、市外からの転入者及び市内の新婚世帯で民間賃貸住宅に入居した際に家賃の一部を助成することにより、移住・定住の促進を図る「民間賃貸住宅家賃助成事業」を継続してまいります。

新規学卒者及び40歳未満の転入就職者で、市内に居住し、1年間以上勤務された方を対象に「移住定住促進就職祝金」として「まごころ商品券」の交付を継続し、市内への移住・定住と雇用の確保を図ってまいります。

市内に居住する方の子どもが高校や大学等に在学した場合に奨学金を貸付し、卒業後、市内に居住し就労された場合に奨学金の返還を免除することにより、市内企業への就職及び定住の促進を図ることを目的とした、「人材育成・定住促進奨学金制度」を継続してまいります。

『環境衛生の充実』としましては、墓地の環境整備として、少子高齢化や核家族化など、社会構造の変化により、親族によるお墓の維持管理・継承が困難な方や、自分が亡くなった後のことなど、将来に対する不安を抱く声が多く寄せられていることから、令和2年度において新たに豊里墓地に合同墓を建立し、ご要望に応じてまいります。

『上水道・下水道の保全』としましては、上水道事業として、持続可能な運営を図るためアセットマネジメント及び経営戦略を策定し、中長期的視点に立った経営を推進してまいります。

また、災害・停電対策として、令和2年度において新たに浄水場、取水場に自家発電設備の整備を行い、老朽施設対策として、配水施設の更新を進めてまいります。

下水道事業につきましては、浸水被害の低減に努めると共に、経営基盤強化を図るため、地方公営企業法適用に向けた準備を進めてまいります。

また、流域関連公共下水道として、他市町との連携を図り全体計画の見直しを行い、今後の事業計画に反映させてまいります。

『道路・公共交通の整備』としましては、道路や橋梁などの交通インフラの整備において、安全な通

行を確保するため、計画的な整備、維持補修に努めてまいります。

また、土地利用や道路・公園等の都市施設整備の基本的な方針や実現化に向けた方策を示す「赤平市都市計画マスタープラン」について、第6次赤平市総合計画とも整合性を図り、令和2年度中に策定してまいります。

公共交通の確保につきましては、高齢者等移動に支援を必要とする人の通院や買い物を支援するため、課題の整理及び今後の計画策定の方向性を検討するため、令和2年度において新たに、必要な現況把握や利用者アンケート等を実施し、新たな地域公共交通のあり方について、検討を進めてまいります。

除排雪等の充実につきましては、冬期間の市民生活の安定と産業経済活動の円滑化を図るため、計画的な除排雪対策に努めると共に、除排雪作業や道路交通に支障のないよう、除雪マナーの啓発に努めてまいります。

また、私有地ではありますが、生活道路として利用されており、冬期間においても通行の確保が必要な生活道路について、一定の基準を設け、新たに除排雪を行ってまいります。

『防災体制の充実』につきましては、赤平市地域防災計画にもとづき、広報・啓発活動の推進や洪水・土砂災害危険個所の周知徹底、防災訓練の実施等を通じ、「公助」に加え、「自助」、「共助」による地域の防災力の向上を図ってまいります。

また、備蓄整備計画に基づき、災害時に必要となる資機材や食料等の備蓄を計画的に進め、令和2年度においては災害時の情報伝達手段として、「Jアラート情報や市の緊急防災情報を屋外拡声器や個別受信機などを利用して自動起動により地域住民に伝達するシステム「同報系防災行政無線」を整備し、防災体制の強化に努めてまいります。

3 活力に満ちた魅力あふれるまち

『工業の振興』としましては、赤平市では、現在、ものづくりのまちとして、製造業を中心とした様々な分野の企業が集積しており、まちの経済と雇用に

大きく貢献されております。

近年は企業の人手不足が深刻化しており、「雇用の確保対策」として、新規学卒者への合同企業説明会や企業見学バスツアーにより、地元就職の推進と労働力の確保に取り組むほか、近隣市町と連携を図り就職支援セミナーなどによる求人・雇用情報の提供を進めてまいります。

安定的な生産活動への支援として、設備投資や雇用の拡大を図る企業に対し、「企業振興促進条例」に基づく助成や「中小企業融資制度」を継続し、生産基盤の充実と経営体制の強化に向けて支援を行ってまいります。

『商業の振興』としましては、高齢化、後継者不足に加え人口減少や通信販売など販売形態の多様化により、商店街の空洞化に歯止めがかからず、厳しい現状にあります。

賑わいや活力あるまちづくりのため、地域商業活性化に向け、「商工会議所」や「商店街振興対策協議会」と連携を図りながら、市街地の存続と活性化に努めてまいります。

魅力ある商店街づくりの推進につきましては、「起業支援補助金」「店舗整備魅力向上事業助成補助金」の活用をPRし、開業・増改築の拡充への支援をしてまいります。

また、市内商店の購買支援と地域商業の活性化を図る、スーパープレミアム付商品券につきまして令和2年度も継続してまいります。

『農業の振興』としましては、農業生産基盤の充実として、本市の農業は高齢化が進み、今後の農地の遊休地化が懸念されているところであり、担い手である若手農業者及び後継者の育成を図るため、農業経営や農業技術を取得するための「赤平市農業後継者・担い手サポート事業」について、令和2年度において農業研修費や販路拡大のためのホームページ作成等を補助する項目を拡充してまいります。

食ブランドの充実につきましては、本市の主力である農産物はお米であり、「売れる米づくり」を掲げ、環境に配慮した農薬の低減や土壌診断による肥

料コストの低減を行い、安全・安心な高品質米を目指してまいります。

また、高度クリーン米の特別栽培米につきましては、生産技術の向上に努め、食ブランドの充実を図り、ふるさと納税の返礼品など、幅広く道内外に周知し、更なる消費拡大に努めてまいります。

『観光の振興』としましては、地域資源を活かした観光振興として、昨今のアウトドアブームの中、エルム高原の緑豊かな自然環境とキャンプ場を、市民をはじめ市外の方々においても、初心者でもキャンプが楽しめるよう、手ぶらキャンプやコテージの宣伝など、都市部のユーザーを視野にいたった効果的なPRを実施してまいります。

また、「エルム高原温泉ゆったり」では市民の健康増進はもとより、お食事や宴会など市民への利用を促し、快適に過ごしていただけるよう、計画的な施設の更新や適正な維持管理を図ってまいります。

魅力あるイベントの推進につきましては、「らんフェスタ赤平」、「あかびら火まつり」など、本市を代表するイベントを、観光協会並びに関係団体、市民の協力により開催しております。また、「あかびら火まつり」は令和3年度で50回目を迎えるにあたり、今後もこれまでの伝統を継承し、市民との協働による魅力ある個性豊かなイベントを継続して実施できるよう支援してまいります。

広域的観光ルートの推進につきましては、「本邦国策を北海道に観よ！～北の産業革命『炭鉄港』～」が、昨年5月20日に日本遺産に認定され、近代北海道を築く礎となった、石炭の空知、鉄鋼の室蘭、港湾の小樽の3地域とそれらをつなぐ鉄道を舞台に繰り広げられたストーリーであることから、今後につきましても、各管内の振興局と13市町、関係団体で構成する、「炭鉄港推進協議会」とも連携し、地域資源の有効活用を図り、広域的観光ルートの創出にも取り組んでまいります。

赤平の観光PR活動の充実につきましては、「AKABIRAベース」において、「特産品推進協議会」が主体となり、観光情報の提供と特産品のPR

及び販売、イベントや商店街との連携事業など市内への流入に努めたところであり、新年度も事業を継続してまいります。商品の内容、農業者の関わり、店舗運営方法など、将来的な方向性を検討してまいります。

4 ともに学び合い豊かな心を育むまち

子どもの未来を拓き、地域に根ざした信頼される教育を進めるため、総合教育会議を通じて市長と教育委員会とのさらなる連携を深め、学校教育及び社会教育の充実を目指しながら、教育環境の整備に努めてまいります。

『学校教育の充実』としましては、確かな学力の育成として、小学生を対象とした「子ども塾」を市内3児童館において、中学生を対象とした「公設学習塾」を交流センターみらいにおいて、民間塾の講師を活用し開設しておりますが、利用する児童生徒数の増加に努め、子どもたちの学力向上を図ってまいります。

また、タブレット端末などICT機器の整備を進め、その有効活用を通して、学習意欲の向上と授業の充実を図ってまいります。

教育環境の整備につきましては、小・中学校適正配置計画に基づく令和4年度からの3小学校新築統合を目指し、令和2年度・3年度の2か年事業で統合小学校校舎等の建設工事を進めてまいります。

『芸術・歴史・文化の推進』につきましては、平成30年7月に、炭鉱遺産ガイダンス施設が開設され、多くの方にご観覧いただき、また、日本遺産の構成文化財である旧住友赤平炭鉱立坑やぐらなどの見学を通じて、引き続き石炭産業によって栄えた本市の歴史を伝えてまいります。

また、郷土への誇りや愛着を育むため、引き続き、市内小中学生の授業での見学などを奨励し、地域の歴史や文化に親しむ機会の充実に努めてまいります。

5 ふれあいと交流で創る協働のまち

『市民参画の推進』としましては、市民主体のまちづくりを推進するため、地域の活性化を図ること

を目的に、自主的に公益性のあるまちづくり活動を行う団体や人材育成の促進を図るため、「まちづくり活動推進事業補助金」「まちづくり・人づくり事業補助金」を継続してまいります。

『広報・広聴の推進』としましては、市民ニーズに応えるまちづくりを進めるためには、より多くの市民の声を聞きながら、意見や要望を的確に把握し、行政の取り組みをわかりやすく市民に周知することにより、情報を共有化することが必要となります。

現状や市民の意見を把握した上で、その結果を各施策に反映させるため、赤平版世論調査となる市民アンケートを継続して実施してまいります。

『健全な行財政の運営』としましては、事務作業についてパソコンなどを用いて、一連の作業を自動化できる「ソフトウェアロボット」いわゆるRPAを活用し、庁内業務の迅速化・効率化について、調査・研究を進めてまいります。

公共施設等の総合的な管理の推進につきましては、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を通じ、財政負担の軽減と平準化を図るとともに、施設の適正配置を実現するため、平成28年度に策定した「赤平市公共施設等総合管理計画」の見直しを行うとともに、個別施設計画を策定してまいります。

赤平市ふるさとガンバレ応援寄附金につきましては、市内関係事業者のご協力によって、令和2年1月末現在において、約2万4,000件、5億5,000万円もの寄附をいただいております。令和2年度におきましても、事業者と協議を行いながら、地元特産品を活用した魅力的な返礼品の掘り起こしや新たなポータルサイトの活用など事業の展開を行い、地域産業の活性化と本市のまちづくりの貴重な財源として有効な活用を図ってまいります。

III むすび

以上、今後の私の所信と令和2年度における市政執行について申し上げましたが、私は、市政運営にあたって「市民との対話」を重視してきましたし、いかなる政策も、政治に対する住民の信頼なくしては、実行できないと考えております。

論語の中に「民、信無なくんば立たず」という話がありますが、これは、人民に信頼がなければ、政治は成り立たなくなる、という意味であります。国家にとっても社会にとっても、信頼感がいかに重要かを強調しているのであります。

私は、「市民と語り未来を創る」の姿勢を貫くとともに、信頼感の高い自治体を築き、「住民主権」「住民参加」「住民福祉」の諸原則実現に向け全力で取り組んでまいりる覚悟であります。

以上、所信の一端を申し述べましたが、市議会議員各位、並びに市民皆さまの一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、令和2年度市政執行方針といたします。

○議長（若山武信君） ここで暫時休憩といたします。

（午前11時04分 休憩）

（午前11時15分 再開）

○議長（若山武信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続きまして、教育行政執行方針について、教育長。

○教育長（高橋雅明君）〔登壇〕 1. はじめに
令和2年赤平市議会第1回定例会の開会にあたり、赤平市教育委員会の所管行政の執行に関する方針について申し上げ、市議会並びに市民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

幼稚園及び学校教育においては、改訂された幼稚園教育要領、学習指導要領が相次いで告示され、これらの趣旨を踏まえた教育活動を目指して、それぞれの段階で精力的に改善を進めているところです。

また、学習指導要領等では、これからの社会を生き抜くために求められる資質・能力の育成に向けて、学校と地域社会とが連携・協働してその実現を図ることが「社会に開かれた教育課程の実現」として提示されました。このしくみの一端を担う動きとして、コミュニティ・スクールによる対応を昨年度より始めたところです。

社会教育においては、人口減少や少子高齢化の進展により、市民ニーズが多様化する中、第6次赤平市社会教育中期計画を整備しつつ、市民一人一人が生涯にわたり、心豊かで生きがいのある生活を送るために必要な学習活動を奨励しているところです。

また、子どもたちの豊かな心と自主性や社会性、生きる力を育てる学習機会の充実と非行防止などの青少年対策を引き続き目指しております。

なお、本年度におきましては、「ひと・自然・産業が輝くまち 赤平を支える人」の育成を目指した教育大綱に基づき、教育行政を推進してまいります。

以下、学校教育、社会教育の順に令和2年度教育行政を推進する上での重点的な取組について申し上げます。

II 学校教育の推進

1 将来に生きて働く学びの充実

1点目は、学びの充実についてです。

これからの時代を切り拓いていくために必要な資質・能力を子どもたちに育むため、各学校では、「主体的・対話的で深い学び」の授業の在り方を追求し、授業力を高めようとする積極的な姿勢が多く見られるようになってきました。

その姿が継続するよう道教委の指導主事による指導訪問等と連携して、引き続き各学校の研修を支援してまいります。

また、それらの取組がどの程度、効果を上げているかについては、4月の早い時期に実施する標準学力検査により成果の一端を推し測り、その結果の活用も早い段階から開始できるよう進めます。それらの流れを道教委が作成する学力向上ロードマップを参照しながら整理し、各学校と連携して学力向上に努めてまいります。

さらに、新たな施策として秋田県など学力の高い先進地域への教育視察を通して効果的な取組に直接触れ、各学校での研修活動の活性化を図るとともに、本市全体で結果に結びつく学力改善を進める気運を高めてまいります。

一方、学んだことを活用し、今求められている授

業の姿に高めるためには、家庭学習の役割は非常に重要と考えております。学校での学びの復習が確実に実施されるよう、各学校の実態に応じて設定された家庭学習に関連する到達目標を軸に、家庭学習習慣の改善に向けた動きを一步一步進めてまいります。

次に、特別支援教育についてです。

近年、困り感を抱える子どもたちは年々増加しており、一人一人の教育的ニーズに応える教育が求められております。

そのため学校においては、きめ細かな指導計画を作成して保護者や支援関係者との連携・協力を進めながら、特別支援教育の充実に努めております。

きめ細かな指導の一つの形態に通級指導教室があります。本市においては、赤間小学校に設置しておりますが、他の小学校についても通級指導が円滑に実施されるよう指導体制を継続してまいります。

また、通級指導教室の小学校・中学校の接続については、子どもたちのニーズと法令を踏まえながら中学校における設置に向けて検討してまいります。

次に、幼稚園教育についてです。

改訂された幼稚園教育要領及び北海道幼児教育振興基本方針には、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」や「遊びの中で学びに向かう力を身に付けていくという原則」が示されており、幼児教育と小学校の円滑な接続には欠かせない内容となっておりますので、幼児教育の共通化について検討してまいります。

本年度も、園児一人一人の発達状況や興味・関心を十分理解し、学校教育との接続を意識した幼稚園教育の充実に努めてまいります。

2 豊かな心と健やかな体の育成

1点目は、道徳教育についてです。

「考え、議論する道徳」の授業には、自己を見つめ、よりよく生きるために考えを深めるという大切な役割があります。これを通して子どもたちが身に付ける力は、多様な人々が生活する社会を生きていく上での基礎となるものです。したがって、道徳教

育の充実のため、道徳科の授業改善を後押しすることが必要であると考えます。

道徳科が先行実施されてから間もないことから、各学校の道徳科におけるワークシートに記録された事例を交流して本市全体としての道徳科の授業改善を推進してまいります。

次に、いじめの未然防止についてです。

赤平市いじめ防止基本方針に位置づけられているとおり、望ましい人間関係の維持・発展に関する各領域等の指導を充実させ、いじめの未然防止に繋げることがいじめ防止の基本と考えます。

思いやりや自己有用感、規範意識の高揚等を促す教育活動の充実に期待しており、各学校及び関係機関と連携を深めて指導の充実を図ってまいります。

次に、望ましい生活習慣についてです。

子どもたちが健やかに成長していくためには、適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠が大切です。しかしながら、基本的な生活習慣が乱れている実態が散見されることから、各学校では、生活リズムチェック等の取組が実施されております。道教委及びPTAと連携しながら、家庭における生活習慣の改善に向けた働きかけを継続してまいります。

また、体力向上に関連して各学校での一校一実践を支援してまいります。

3 学びを支える教育環境の充実

1点目は、授業を支える支援体制についてです。

新しい時代に求められる資質・能力を子どもたちに育む授業では、子どもたちが主体的に授業に関わる姿勢が土台となるため、実態に応じたきめ細かな支援が必要であると考えます。

そのため支援員の配置は必要不可欠であり、人材の確保に努めながら支援員を配置してまいります。

また、小学校外国語等の授業の全面実施に備え、平成30年度より外国語指導助手を増員して2名体制としましたが、それを継続してまいります。さらに単年度措置ではありますが、道教委の小学校外国語等巡回指導教員研修事業の有効活用を図るととも

に、学級担任等と外国語指導助手及び巡回指導教員が連携して、小学校外国語等の授業の充実に努めてまいります。

次に、不登校傾向の児童生徒への対応についてです。

不登校傾向の児童生徒が全国的に増加傾向にあります。要因は様々で複合的なものが多く、本市においても同様の傾向が見られます。

各学校では不登校傾向の段階的な解消に向けて具体的な対応を継続して実施しているところです。不登校傾向を早期にとらえ、市長部局と連携しながら、関係者の情報共有を定例化させて課題解決に向けて動き出すなど、改善に向けて進めてまいります。

また、適応指導教室の設置やスクールソーシャルワーカーの配置等、不登校傾向への対応策の拡充について検討してまいります。

次に、児童生徒の学習意欲等への支援体制についてです。

3年目を迎える公設塾ですが、利用する児童生徒数の増加を目指し、保護者への働きかけをこれまで以上に工夫してまいります。

また、同じく3年目を迎える漢字検定等に対する費用補助については、この検定を契機に次の段階へ挑戦する姿が増えるなど、一定の成果が認められることからこの支援を継続してまいります。

なお、これらの施策が各学校の家庭学習の改善策を支える一助となるよう支援してまいります。

次に、小学校社会科副読本についてです。

小学校新学習指導要領の全面実施に伴い、教科書が全面改訂され、3・4年生で使用する社会科副読本についても改訂が必要となっております。改訂作業を組織的に進め、本年度3学期からの使用開始を目指してまいります。

次に、就学援助についてです。

就学援助制度は、経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して必要な援助を行い、全ての児童生徒が義務教育を円滑に受けることができるように設けられている制度です。

生活保護基準見直しに伴う準要保護者に対する就学援助については、就学援助制度の趣旨を踏まえ、児童生徒に影響が及ぶことのないよう対応してまいります。

なお、人材育成・定住促進奨学金及び高等学校等通学費等支援については、きめ細かな情報提供を行い、支援を継続してまいります。

次に、教員の働き方改革についてです。

子どもたちを取り巻く環境や課題が複雑化・多様化する中、学校に対する期待や役割はますます高まっており、結果として教職員の長時間勤務が顕在化しております。こうしたことから「赤平市立学校における業務改善計画」に基づき、本来担うべき業務に専念できる環境整備の一つとして校務支援システムの導入を目指してまいります。

4 信頼される学校づくりと地域連携の充実

1 点目は、コミュニティ・スクールについてです。

昨年度スタートしたコミュニティ・スクールが2年目を迎えます。社会に開かれた教育課程の実現に向けて、学校運営協議会を中心に学校と地域住民が、学校教育の目指す方向性を共有して、できることから学校を支援する取組の具体化を図ってまいります。

次に、幼・小・中・高の各校種間の円滑な接続についてです。

小学校と中学校の児童生徒の様々な状況については、日常的に交流がなされ、中1ギャップ解消に向けてそれぞれの指導場面で効果的に生かされており、中学校と高等学校についても、入学時に情報交流が進められております。

また、幼児教育と小学校の情報交流についても重要な役割があり、小学校入学時の引継ぎを柱に進め、小1プロブレムの解消に向けたスタートカリキュラムや入学後の指導に生かされております。

このような引継ぎによる情報交流が円滑に進められるよう環境を整えてまいります。

次に、小学校統合についてです。

赤平市立小・中学校適正配置計画に基づき、令和

4年度統合小学校開校を目指して、関連する環境整備を組織的に進めております。

統合まで2年となることを踏まえ、教育課程の編成や学校教育目標等の策定など、統合に関わる諸課題への対応について協議を重ねてまいります。

次に、学校給食についてです。

安心・安全な学校給食の提供につきましては、衛生管理の徹底や食物アレルギー対応指針に基づく運営等を継続してまいります。

さらに、地元生産農家からの減農薬栽培米など食材の寄贈や小学生の稲作体験学習への協力など、食育に関する支援を受けており、本年度も関係機関と連携を図りながら地産地消など学校給食への関心を高めてまいります。

III 社会教育の推進

1 学び合いで地域力を育む社会教育の推進

1点目は、青少年教育についてです。

青少年期は、社会性を養い生きる力を育む大切な時期であり、次代を担う子どもたちが健やかに成長していくためには、学校・家庭・地域との連携が重要です。

各地区育成会で組織する赤平市青少年育成連絡協議会と連携を図りながら本年度においても、集団活動を通じた仲間づくりと青少年リーダー育成などを目的とした「ふるさと少年教室」、子どもたちの企画により遊びを通じた交流の場を作る「あかびら子どもまつり」、夏休み・冬休み中の体力向上や団体競技を通じて協調性を育む「夏季・冬季スポーツ大会」、日本の伝統遊びに触れ交流を図る「子どもかるた大会」、冬の野外における遊びの体験などによって交流を図る「子ども冬遊び事業」の実施を継続してまいります。

また、全国的に社会問題化されている青少年の非行、いじめ、不登校などにつきましても青少年教育の課題となっており、学校や児童福祉関係者及び警察との連携による赤平市青少年非行防止連絡会議などで、情報交換・協議を行い情報を共有し、児童生徒及び保護者には、引き続き「校外生活のきまり」

で周知するほか、非行など問題が発生の際は、迅速な対応に努めてまいります。

次に、公民館活動についてです。

東公民館及び交流センターみらいにつきましては、各種講座や教室・サークル活動などを通じて、学び合い・教え合い・交流を深める場として幅広い年齢層の方に利用されております。

今後も市民ニーズに沿った事業が継続できるよう市民団体並びに関係機関などと連携を図るとともに、引き続き生涯学習まちづくり出前講座を行い、生涯学習の推進に努めてまいります。

次に、図書館と読書活動についてです。

市民に親しまれる機能的な図書館運営を目指し、本年度においても、毎月第4土曜日に読み聞かせなどを行う「子ども本の日」、幼児に絵本を渡す「ブックスタート事業」、除籍本を無償で提供する「古本フェスタ」、文京生活館・平岸コミュニティセンター・各小学校へ図書館の蔵書の一部を持ち運ぶ「移動図書館」、小・中学生を対象とする「読書感想文コンクール」、専門家を招いて行う「朗読とギターの響き」など、幅広い年齢層に対する事業を継続してまいります。

今後も市民の知的ニーズに応え、読書習慣の向上や学習活動などに繋がるよう、適切な図書館運営に努めてまいります。

次に、芸術・文化活動、文化財保護についてです。

文化協会を中心とした各種サークルや同好会により、市民総合文化祭をはじめ、発表会や展示会・研修会など自主的な芸術・文化活動が行われており、豊かな心を醸成するとともにコミュニティ形成などにも活かされ生きがいにも繋がっているため、今後も団体等に対する支援を継続してまいります。

また、文化財保護に関しては、平成30年7月に炭鉱遺産の歴史的価値を広く紹介し、市民及び来訪者の炭鉱遺産に対する理解を深め、石炭産業によって栄えた本市の歴史を後世に伝えることを目的に炭鉱遺産ガイダンス施設が開設されたところです。また、昨年5月には、立坑やぐらなどの炭鉱遺産を構成文

化財とする「炭鉄港」が文化庁の日本遺産に認定され、同年12月には、立坑やぐらなどが舞台となったアニメ映画「ぼくらの7日間戦争」が全国上映されたこともあり来館される方も増え、また、道外・海外からもお越しいただいているところです。

本年度は、立坑やぐら周辺をキャンドルで灯す「炭鉱の灯り」などの事業を継続し、北海道及び関係市町村、ツアー会社などと引き続き連携し、炭鉱遺産の魅力を発信してまいります。

次に、体育・スポーツについてです。

本年度においても、北翔大学との連携事業として、子どもたちの体力向上を目指す「こども体力測定会・走り方教室」、健康増進を図る「市民スマイルウォーキング」、子どもたちが元プロ野球選手からの指導を受け、野球の基礎を学び技術向上を図る「こども野球教室」、健康増進・体力向上を図る「軽スポーツ・ニュースポーツ大会」、子ども・大人を対象とした「水泳教室」、中学生を対象とした「バレーボール教室」を継続してまいります。

また、各スポーツ施設に関しましては、有効利用に資するよう適切な維持管理に努めてまいります。

今後も、市民の体力の向上及び健康増進などに繋がるよう北翔大学や体育協会、スポーツ推進委員、各スポーツ団体などと連携してまいります。

なお、平成24年度から「中学生以下の社会教育・体育施設の利用料無料化」を実施しておりますが、本年度も継続してまいります。

IV むすび

以上、令和2年度の赤平市教育行政執行方針について申し上げましたが、執行にあたり、教育行政事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価に基づき、学校・家庭・地域・行政の一体となった取組を通じ、より一層開かれた教育行政を目指しながら、効果的に執行してまいりますので、市議会並びに市民の皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 暫時休憩いたします。

（午前11時45分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（若山武信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（若山武信君） 日程第6 議案第75号赤平市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君）〔登壇〕 議案第75号赤平市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

令和元年5月31日に情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、これにより行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が改正され、題名が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に改められました。改正法においては、地方公共団体は情報通信技術を活用した行政の推進を図るため条例、または規則に基づく手続について、手続等に準じて電子情報処理組織を使用する方法、その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするため、必要な施策を講ずるよう努めなければならないと規定されておりますことから、所要の改正を行うもので、公布の日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第75号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（若山武信君） 日程第7 議案第76号赤平市固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君）〔登壇〕 議案第76号赤平市固定資産評価審査委員会条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

前議案でもご説明いたしましたが、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、この法により行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の題名が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に改められたことなどから、所要の改正を行うもので、公布の日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第76号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（若山武信君） 日程第8 議案第77号赤平市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君）〔登壇〕 議案第77号赤平市職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

職員の育児休業等につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の規定に基づき本条例において定めておりますが、地方公務員法及び地方自治

法の一部を改正する法律の施行により会計年度任用職員制度が本年4月から導入されることに伴い、非常勤職員の取扱い等を明確にすることなどから、所要の改正を行うもので、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第77号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（若山武信君） 日程第9 議案第78号赤平市特別会計条例及び赤平市霊園管理基金条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君）〔登壇〕 議案第78号赤平市特別会計条例及び赤平市霊園管理基金条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

霊園管理基金につきましては、赤平霊園の維持管理等に活用しているところでありますが、新規分譲が減少傾向にありますことから、霊園特別会計を廃止し、霊園管理経費等については一般会計に計上することとするため、赤平市特別会計条例及び赤平市霊園管理基金条例の改正を行うもので、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第78号については、9人の委員をもって構成

する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第78号については、9人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項により、議長において、北市議員、御家瀬議員、竹村議員、安藤議員、伊藤議員、東議員、木村議員、五十嵐議員、鈴木議員、以上9名を指名いたします。

○議長(若山武信君) 日程第10 議案第79号赤平市手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(畠山渉君)〔登壇〕議案第79号赤平市手数料徴収条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

長期優良住宅建築等計画、低炭素建築物新築等計画及び建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査など建築物に係る手数料につきましては、北海道建設部手数料条例に準じ定めるところであります。このたび建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律が改正され、北海道建設部手数料条例も改正されますことから、関係する手数料の改定と情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律が公布されておりますが、この法により題名の改称のほか、住民基本台帳法を一部改正し、住民票の除票の写し等や戸籍の付票の除票の写しの交付を制度化し、さらには行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により通知カードを廃止することなど改められ

ましたことから、所要の改正を行うもので、交付の日から施行するなどとするものであります。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(若山武信君) 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。木村議員。

○3番(木村恵君) ただいまの手数料条例のところの最後の部分ですけれども、個人番号通知カードの廃止ということで、再交付1枚につき500円というものが削除になっています。廃止に至る経緯と今後の扱いについて説明をいただきたいと思えます。

○議長(若山武信君) 市民生活課長。

○市民生活課長(町田秀一君) 説明にもございましたが、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律によりまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法でございますけれども、このマイナンバー法が改められまして、負担軽減とマイナンバーカード普及を実現するとして通知カードを廃止することと改められたものでございまして、マイナンバー、番号は通知カードによらず通知すること、通知カードの記載事項変更等の手続を廃止すること、経過措置といたしまして施行日時で交付されている通知カードはその記載事項に変更がない、または正しく変更手続が取られている限りはマイナンバー証明書類として利用できるとして、その改正の概要が今般示されているところでございます。よろしくご理解くださいますようお願い申し上げます。

○議長(若山武信君) 木村議員。

○3番(木村恵君) 負担軽減という言葉もありましたけれども、いわゆる通知カードがこれからはなくなって、別の形で通知が届くということで、これから出生される方はそうなるのだろうと思うのですが、今まで受けている方は通知カードを持っ

ていると。再発行する場合には再発行の条例がなく
なるので、これはなくなったものの再発行というの
はなくて、今後出生される方と同じような通知方法
で通知がいわゆる無料で来るということになるので
しょうか。その辺をもう一度お願いします。

○議長（若山武信君） 市民生活課長。

○市民生活課長（町田秀一君） この具体的な詳細
について示されておりませんが、国の、先ほどのよ
うに、通知カードによらず通知することということ
になってございますので、番号等についてはいわゆ
るカードではなく、通知ということになるというふ
うに考えてございます。

○議長（若山武信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） では、質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております
議案第79号については、さきに設置した予算審査
特別委員会に付託の上、審査することにいたしたい
と思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第79号については、予算審査特別委
員会に付託の上、審査することに決しました。

○議長（若山武信君） 日程第11 議案第80号赤平
市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部改正についてを議題といた
します。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君）〔登壇〕 議案第80号赤平市
放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基
準を定める条例の一部改正につきまして、提案の趣
旨をご説明申し上げます。

放課後児童健全育成事業における設備、運営基準
につきましては、国による放課後児童健全育成事業
の設備及び運営に関する基準に基づき本条例におい
て定められておりますが、令和元年10月3日に放課

後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の
一部を改正する省令が公布され、令和2年4月1日
から施行されることとなり、これまで従うべき基準
とされていたものが全て参酌すべき基準とされたと
ころであります。今般当該事業に従事する職員の要
件等として定められている経過措置につきまして、
本年3月31日をもって期限を迎えることから、経過
措置の延長を図るため、所要の改正を行うもので、
令和2年4月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議
賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第80号につ
いては、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（若山武信君） 日程第12 議案第81号赤平
市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関
する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君）〔登壇〕 議案第81号赤平市
廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関す
る条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説
明申し上げます。

産業廃棄物につきましては、これまで本市処分場
で受入れしておりましたが、本年度で受入れを中止
することから、関係規定を整理するなど所要の改正
を行うもので、令和2年4月1日から施行するもの
であります。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議
賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第81号については、さきに設置した予算審査特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第81号については、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

○議長(若山武信君) 日程第13 議案第82号赤平市エルム高原施設管理事務所設置条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(畠山渉君)〔登壇〕議案第82号赤平市エルム高原施設管理事務所設置条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

赤平市エルム高原施設管理事務所につきましては、平成7年に設置され、エルム高原家族旅行村、赤平市保養センター、赤平市ケビン村、赤平市フラワーヒルズコミュニティ広場、赤平市エルム森林公園及び関連する各施設を管理しておりますが、今般業務の効率性等から赤平市フラワーヒルズコミュニティ広場を他の本市都市公園等と一体的な管理を行うため管理替えることから、所要の改正を行うもので、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(若山武信君) 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第82号については、さきに設置した予算審査特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第82号については、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

○議長(若山武信君) 日程第14 議案第83号赤平市市営住宅条例の一部改正について、日程第15 議案第84号赤平市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正についてを一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(畠山渉君)〔登壇〕議案第83号及び議案第84号につきまして、関連いたしますので、一括してご説明申し上げます。

初めに、議案第83号赤平市市営住宅条例の一部改正につきましては、赤平市市営住宅条例は国土交通省住宅局長通達による公営住宅管理標準条例に基づき定めておりますが、今般民法の一部を改正する法律による債権関係の規定の見直しにより公営住宅管理標準条例の一部が改正され、入居要件としている連帯保証人の廃止や敷金の債務の弁済等について明文化されております。また、吉野第一団地に子育て世帯向け住宅を新たに設置いたしますことに伴い、所要の規定の整備を行い、さらに住吉団地の一部につきまして建て替え計画に基づき用途廃止いたしましたことなどから、所要の改正を行うもので、令和2年4月1日から施行するなどとするものであります。

次に、議案第84号赤平市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正につきましては、前議案においてご説明いたしました、民法の一部を改正する法律による債権関係の規定の見直しがあり、敷金について入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができると明文化されるなど公営住宅管理標準条例の一部が改正されましたことから、所要の改正を行うもので、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上、議案第83号及び議案第84号につきまして一

括してご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 説明が終わりました。

これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第83号、第84号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（若山武信君） 日程第16 議案第85号赤平市建築確認等申請手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君）〔登壇〕 議案第85号赤平市建築確認等申請手数料徴収条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

建築基準法に基づく建築確認申請等事務につきましては、北海道より限定特定行政庁に指定され、建築確認申請の審査事務、現地での完了検査のほか、道路位置指定及び複数建築物の認定等の事務を行っているところであります。建築確認等申請手数料につきましては、北海道建設部手数料条例に準じ定められているところでありますが、このたび北海道建設部手数料条例が改正されましたことから、所要の改正を行うもので、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第85号については、さきに設置した予算審査特別委員会に付託の上、審査することにいたしたい

と思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第85号については、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

○議長（若山武信君） 日程第17 議案第86号赤平市水道事業の設置等に関する条例及び赤平市病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君）〔登壇〕 議案第86号赤平市水道事業の設置等に関する条例及び赤平市病院事業の設置等に関する条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

地方公共団体等における適正な事務処理等の確保並びに組織及び運営の合理化を図るため、地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直し等について地方自治法等の一部を改正する法律が平成29年6月9日に公布され、令和2年4月1日より施行されることから、所要の改正を行うもので、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第86号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（若山武信君） 日程第18 議案第87号市道の認定について、日程第19 議案第88号市道の廃止についてを一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君）〔登壇〕 議案第87号及び議案第88号につきまして、関連いたしますので、一括

してご説明申し上げます。

初めに、議案第87号市道の認定につきましては、道路法第8条第2項の規定に基づき市道認定の議決を求めるものであります。

参考資料といたしまして位置図を添付しておりますが、平和台通に位置します根室線21線踏切について、鉄道管理者より利用実態等から廃止する旨の申出に伴いまして、平和台通及び日の出東通の2路線につき市道認定するものであります。

次に、議案第88号市道の廃止につきましては、道路法第10条第1項及び第3項の規定に基づき市道廃止の議決を求めるものであります。

参考資料といたしまして位置図を添付しておりますが、さきの議案におきまして市道の認定についてご提案申し上げましたが、根室線21線踏切の廃止に伴い、平和台通の旧路線を廃止するものであります。

以上、議案第87号及び議案第88号につきまして一括してご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 説明が終わりました。

これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第87号、第88号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（若山武信君） 日程第20 議案第89号令和元年度赤平市一般会計補正予算、日程第21 議案第90号令和元年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算、日程第22 議案第91号令和元年度赤平市後期高齢者医療特別会計補正予算、日程第23 議案第92号令和元年度赤平市下水道事業特別会計補正予算、日程第24 議案第93号令和元年度赤平市霊園特別会計補正予算、日程第25 議案第94号令和元年度赤平市介護サービス事業特別会計補正予算、日程第26 議案第95号令和元年度赤平市水道事業会計補正予

算、日程第27 議案第96号令和元年度赤平市病院事業会計補正予算を一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。副市長。○副市長（永川郁郎君）〔登壇〕 議案第89号から議案第96号までの各会計補正予算につきましてご説明を申し上げますが、歳出予算における入札結果や実績見込み等による補正、過疎対策事業債ソフト分の充当等に伴う財源補正、また歳入予算における国、道補助金、寄附金、繰入金、地方債などの歳出運動予算の補正につきましては一部を除き説明を省略をさせていただきます。

それでは、議案第89号令和元年度赤平市一般会計補正予算（第7号）につきましてご説明申し上げます。一般会計補正予算（第7号）につきましては、第1条で歳入歳出それぞれ4億5,591万7,000円を減額し、予算の総額を94億3,583万6,000円とし、第2条で翌年度に繰り越して使用することができる経費、第3条で債務負担行為の追加、第4条で地方債の追加及び変更を定めるものであります。

議案書の3ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費補正でございますけれども、プレミアム付商品券事業に係る手数料の支出が年度内に完了しないことから、20万9,000円を翌年度に繰り越すものであります。

同じく第3表、債務負担行為補正ですが、保育所調理業務委託につきまして、令和2年4月1日からの業務委託契約を円滑に進めるために債務負担行為限度額及び期間を追加設定するものであります。

第4表、地方債補正ですが、追加の災害復旧事業は茂尻人道跨線橋復旧対策実施設計委託料が起債対象になったことによるもので、変更につきましては歳出予算の決算見込み、国、道補助金などの特定財源の変更を勘案し、記載のとおり増減するものであります。

次に、歳出予算について説明申し上げますので、事項別明細書の10ページをお願いいたします。

2款1項2目庁舎管理費179万3,000円の増額は、受電設備点検の結果、庁舎電気室高圧受電盤に不具

合が生じたことから、受電盤を改修するための修繕料を増額するものです。

7目財産管理費の25万4,000円の増額は、財政調整基金の繰替え運用に伴う利子及び資金運用の預金利子を積み立てるものでございます。

9目企画費1億200万円の減額は、決算見込みによる民間賃貸住宅家賃助成事業補助金200万円を減額するほか、ふるさとガンバレ応援寄附金1億円の減額補正に伴い返礼品等に係る経費を減額、あかびらガンバレ応援基金積立金959万8,000円を増額するものであります。

14ページをお願いいたします。3項1目戸籍住民基本台帳費35万6,000円の増額は、決算見込みにより番号制度カード関連事務費負担金を増額するもので、全額国庫支出金が充当されます。

20ページをお願いいたします。3款1項1目社会福祉総務費499万9,000円の増額は、社会福祉事業寄附金の実績により社会福祉事業振興基金に積み立てるものです。

24ページをお願いいたします。2項5目児童館費25万円の増額は、最低賃金の改正等により不足する賃金を増額するものです。

6目助産費20万円の増額は、異常分娩1件の利用があり、不足額を増額するもので、国庫支出金10万円、道支出金5万円が充当されます。

52ページをお願いいたします。11款1項1目元金7万8,000円の増額、2目利子850万8,000円の減額は、平成20年度借入れの臨時財政対策債の利率見直し及び平成30年の借入額確定によるものです。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、戻りまして事項別明細書の4ページをお願いいたします。9款2項1目子ども・子育て支援臨時交付金625万9,000円の増額は、幼児教育、保育の無償化に伴う地方負担の補填分を計上するものです。

13款1項2目民生使用料358万5,000円の減額、6目教育使用料58万2,000円の減額は、幼児教育、保育の無償化制度に伴うものであります。

14款2項2目民生費国庫補助金2,325万円の減額

及び6ページの15款2項2目民生費道補助金359万9,000円の増額は、実績見込みによる減額のほか、変更により子ども・子育て支援事業費684万9,000円を国庫から道費へ予算科目を組み替えるものであります。

同じく6ページの16款2項1目不動産売却収入1,418万7,000円の増額は、旧赤平消防署跡地ほか3か所の土地、旧平岸中学校に係る建物及び間伐材の立木売却収入の増加によるものでございます。

18款1項1目財政調整基金繰入金2億7,680万7,000円の減額は、本補正の歳入超過額を調整するもので、本補正計上後の財政調整基金の残高は13億4,833万4,000円となります。

8ページをお願いいたします。19款1項1目繰越金7,591万円の増額は、平成30年度決算に基づく剰余金の全額を計上するものであります。

続きまして、議案第90号令和元年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明を申し上げます。

国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、第1条で歳入歳出それぞれ5,035万8,000円を追加し、予算の総額を14億5,153万8,000円とするものであります。

事項別明細書の6ページをお願いいたします。歳出の1款1項1目一般管理費34万8,000円の増額は、台紙枚数の増加により個人カード形式国保被保険者証作成委託料13万9,000円を増額するほか、特定個人情報データシステム標準レイアウト改番に伴う社会保障・税番号システム整備業務委託料20万9,000円を計上するもので、道支出金13万9,000円が充当されます。

12ページをお願いいたします。6款1項1目国民健康保険事業財政調整基金積立金3,053万円の増額は、本補正の歳入超過額を調整するものです。

続きまして、議案第91号令和元年度赤平市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につ

きましては、第1条で歳入歳出それぞれ363万7,000円を追加し、予算の総額を2億3,948万円とするものであります。

事項別明細書4ページをお願いいたします。歳入ですが、2款1項1目一般会計繰入金として決算見込みにより291万1,000円を増額し、3款1項1目繰越金として平成30年度決算剰余金72万6,000円を計上するものです。

続きまして、議案第92号令和元年度赤平市下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明を申し上げます。

下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、第1条で歳入歳出それぞれ1,292万1,000円を減額し、予算の総額を5億6,701万7,000円とし、第2条、地方債の変更ですが、2ページをお願いいたします。事業実績に基づき第2表、地方債補正のとおり変更するものであります。

事項別明細書の4ページをお願いいたします。歳入ですが、4款1項1目一般会計繰入金を決算見込みにより2,193万9,000円減額し、5款1項1目繰越金として平成30年度決算剰余金1,024万6,000円を計上するものです。

続きまして、議案第93号令和元年度赤平市霊園特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

霊園特別会計補正予算（第2号）につきましては、第1条で歳入歳出それぞれ108万9,000円を減額し、予算の総額を384万8,000円とするものであります。

事項別明細書の4ページをお願いいたします。歳入ですが、2款1項2目一般会計繰入金として決算見込みにより24万1,000円を減額し、3款1項1目繰越金として平成30年度決算剰余金1万9,000円を計上するものであります。

続きまして、議案第94号令和元年度赤平市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、第1条で歳入歳出予算の総額を増減

なしで693万5,000円とするものであります。

事項別明細書の2ページをお願いいたします。歳入ですが、2款1項1目一般会計繰入金を減額し、3款1項1目繰越金として平成30年度決算剰余金55万8,000円を計上するものであります。

続きまして、議案第95号令和元年度赤平市水道事業会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。第2条で業務の予定量を給水戸数4,771戸に補正し、第3条で収益的収入及び支出の予定額を収入3億4,124万5,000円、支出3億3,050万4,000円に補正するものであります。

2ページをお願いいたします。補正予算実施計画の収益的収入及び支出につきまして、退職給付引当金の増加により支出の1款1項4目総係費を増額するほか、決算見込みによりそれぞれ予算額を増減するものであります。

続きまして、議案第96号令和元年度赤平市病院事業会計補正予算（第3号）につきましてご説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。第2条で業務の予定量を医療機器整備事業4,133万2,000円、医療施設整備事業1,527万1,000円、訪問診療用車両購入事業189万5,000円に補正し、第3条で収益的収入及び支出の予定額を収入23億4,552万3,000円、支出23億842万3,000円に補正し、第4条で資本的収入及び支出の予定額を収入4億1,768万1,000円、支出5億8,836万8,000円に補正し、資本的収入額が資本的支出額に対し不足し、過年度分損益勘定留保資金で補填する額を1億7,068万7,000円とするものであります。

2ページをお願いいたします。第5条で企業債の限度額を表のとおり変更し、第6条で職員給与費を12億2,740万9,000円、第7条で他会計からの補助金を1億578万4,000円、第8条で棚卸資産の購入限度額を2億4,277万6,000円に補正するものであります。

3ページをお願いいたします。収益的収入及び支

出につきまして、収入は一般会計繰入金の精算、退職給付引当金の増加による過年度損益修正益の減額など、4ページの支出は職員の増減による給与費の減額、退職給付引当金の増加による過年度損益修正損の増額など決算見込みによりそれぞれ予算額を増減するものであります。

5ページをお願いいたします。資本的収入及び支出につきまして、収入は企業債の確定見込みや一般会計出資金の精算など、6ページの支出は過疎対策事業債ソフト分の確定見込みによる1款1項1目固定資産購入費の建物附属物の増額のほか、決算見込みによりそれぞれ予算額を増減するものであります。

以上、議案第89号から96号につきまして一括してご提案申し上げますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 説明が終わりました。

これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。木村議員。

○3番（木村恵君） 一括で6点質疑します。

まず、1点目は議案第89号令和元年度赤平市一般会計補正予算（第7号）、6ページ、財産収入のところですが、16款2項1目不動産売払収入1,418万7,000円の増額について、土地売払収入1,040万6,000円、これが消防ほかということだったので、その内訳、それと建物売払収入はこれ旧平岸中学校だと思っておりますけれども、その確認をしたいと思っております。

続いて、2点目、これ通告、申し訳ないのではありません、していないのではありません、し忘れたのですが、20ページです。3款1項8目プレミアム付商品券事業費5,793万9,000円の減額です。扶助費として5,300万円の減額がありますが、いわゆる実績なのではございますけれども、対象の数と実績数がどうなっているのか分かればお伺いしたいと思います。

続いて、同じく一般会計の30ページの衛生費、4款2項2目じん芥処理場費1,647万9,000円の減額について、1本の工事費確定にしてはちょっと大きい

なという思いがありますので、詳しい説明を求めたいと思います。

続いて、議案第90号令和元年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、4ページの3款2項1目国民健康保険事業財政調整基金繰入金992万5,000円の減額及び12ページの6款1項1目国民健康保険事業財政調整基金積立金3,053万円の増額について、基金残高はどのぐらいになるのかお伺いしたいと思います。

続きまして、議案の第92号令和元年度赤平市下水道事業特別会計補正予算（第3号）、6ページです。1款1項2目公共下水道事業費1,153万3,000円の減額について、公営企業法適用化業務委託料1,053万3,000円の減額となっています。この詳しい内容をお伺いしたい。

最後に、議案第96号令和元年度赤平市病院事業会計補正予算（第3号）、6ページでいうと資本的支出の1款1項1目の固定資産購入費の2,136万9,000円の減額で、備考欄にあります、器具及び備品の2,332万円の減額、この内容をお伺いしたい。

以上です。

○議長（若山武信君） 財政課長。

○財政課長（尾堂裕之君） 一般会計の6ページ、財産収入の収入実績の内訳ということでございます。まず、土地売払収入4件の内訳でございますが、1件目、大町消防署跡地につきまして671万2,000円、2件目、北文京町につきまして9万8,000円、3件目、西豊里町、これにつきまして101万8,000円、4件目として平岸新光町、旧平岸中学校の跡地なのですが、こちらのほうが257万9,000円となりまして、合計で1,040万7,000円となっております。また、建物売払収入につきましては1件でございます、平岸新光町、旧平岸中学校跡地が90万7,000円の実績となったことによりそれぞれ補正するものでございます。

以上です。

○議長（若山武信君） 市民生活課長。

○市民生活課長（町田秀一君） 私のほうからじん

芥処理費と国民健康保険の基金の関係でお答えさせていただきますと思います。

まず、じん芥処理場費のほうでございませうけれども、旧処理場につきましては現処理場と同様最終形成に向け土を購入せずに工事等の残土を利用するをいたしまして、その予算を計上させていただきますが、今般平岸地区の空知川の中州の土の処分がございまして、その土の運搬を行っていただけることとなりまして、これを基に入札、契約させていただきます、さらに搬入していただける土の量の確定によりまして今般設計変更いたしましたことから、減額補正させていただきますのでございます。

次に、国民健康保険のほうの基金の関係でございますが、今般の補正によりまして今年度の基金残高は3億5,797万6,000円となる見込みでございます。

以上でございます。

○議長（若山武信君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（蒲原英二君） プレミアム付商品券事業費、扶助費の関係なのですけれども、当初3,500件の8,750万円の該当者ということで予算計上しておりましたが、実績といたしまして決定通知書を出した数、非課税、子育て合計いたしまして1,380件の金額が3,450万円ということで5,300万円の減額といたしております。

以上です。

○議長（若山武信君） 上下水道課長。

○上下水道課長（亀谷貞行君） 私のほうからは公共下水道事業費の委託料、公営企業法適用化業務委託料1,053万3,000円の減額の要因でございますが、主に平成27年度に一般会計で整備しました固定資産台帳のデータを利用でき、資産データの処理に係る経費を減額できましたことと発注業務量を公会計適用までのスケジュールに合わせて見直ししたことが減額の要因となっております。

以上でございます。

○議長（若山武信君） 病院事務長。

○あかびら市立病院事務長（井上英智君） それでは、お答えします。

病院事業会計、資本的支出、建設改良費、固定資産購入費の器具及び備品2,332万円の減額についてでございますが、本年度予定しておりました30品目のそれぞれ予算執行残等によるものでありますけれども、主に医用画像保管装置、いわゆるPACSと呼ばれているものであります。予算執行が大幅に圧縮できたことによるものであります。また、予定していた一般エックス線撮影装置、検討の結果、本年度の更新を見送り、来年度予定させていただいております。同じく一般エックス線撮影装置の画像変換装置と併せて検討してまいりたいと考えておまして、本年度の更新を見送ることとしたものによるものでございます。

以上です。

○議長（若山武信君） 木村議員。

○3番（木村恵君） まず、1個目の土地、土地の件についてはよく分かりました。市有地の活用というのは進んでいるのだなというのが1点と、旧中学校の建物に関して言えば、除却費用等考えると収入の低さは問えないところかなというふうに理解しました。結果としては、よい印象を持っています。

じん芥処理場の件についても空知川の残土を使いたいわけの土の購入、運搬費というのが国の事業とリンクしたということで安くなったというのはよかったのかなと思います。

下水道についてですけれども、データ利用ができたということで業務量の見直しができ、こういうことになったと。やるべきことを残したわけではないというふうに聞き取れましたが、予算のときにもっと確認が必要だったかなという点はあるというふうに思います。いずれにしても、企業会計化に向けてしっかりやっていただきたいと。

病院についても30品目ということ言われましたが、大きいのはエックス線の画像保存装置、エックス線の……もう一回聞きたいのですけれども。それと、来年度に併せてやることになったというので、今年度やる必要がなかったというわけではなく、来年度と併せてやったほうが良いというような考え方

なのか、ちょっともう一回確認したいと思います。

それと、国保については、国民健康保険税については3億5,797万の基金ということですが、都道府県化されて標準税率に上がっていく方向を示していて、加入者の税負担というのがやっぱりだんだん、だんだん上がっていくのかなというのは予想されると。子供の均等割の免除を行って、なおかつこれだけ基金が積めるという状況なので、ぜひ次年度に向けて十分これ考慮できるのではないかと思うのですが、その辺をもう一度お伺いしたいと。

プレミアム商品券に関して言うと、当初の予定から半分以下の実績ということになっております。これは、行政側の周知云々の問題ではなく、もともとのこの制度のつくり方というのかな、が本当に必要としている人のニーズに合っていなかったと言わざるを得ないかなというふうに思っています。

病院と国民健康保険税についても一度再質問したいと思います。お願いします。

○議長（若山武信君） 市民生活課長。

○市民生活課長（町田秀一君） 国民健康保険の関係ですが、国保税、さらに基金の利用につきましては開催される国保の運営協議会で十分今後検討、協議してまいりたいというふうに考えてございます。よろしく申し上げます。

○議長（若山武信君） 病院事務長。

○あかびら市立病院事務長（井上英智君） 繰り返しでは説明させていただきます。

先ほど申し上げました一般エックス線の撮影装置、本年度予定しているものであります。また、来年度以降、一般エックス線撮影装置を画像変換するシステムがあるのですが、それ来年度予定させていただいているところでありますけれども、本年度一般エックス線撮影装置の更新を見送って、来年度一緒に1つの事業として、オプション等々も含めて効率的な購入を併せて検討をし直してまいりたいということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（若山武信君） 竹村議員。

○1番（竹村恵一君） 一般会計補正予算の10ペー

ジの地域おこし協力隊の減額についての説明をお聞きしたいというふうに思います。

○議長（若山武信君） 社会教育課長。

○社会教育課長（野呂道洋君） お答えいたします。

地域おこし協力隊につきましては、社会教育課関連部分といたしまして、炭鉱遺産ガイダンス施設の企画広報魅力向上部門で当初2名募集しましたが、2名分の予算を計上しておりますが、1名の採用にとどまり、もう一人については通年募集しておりましたが、応募がなく、結果1名分減額する予算の提案となっております。

○議長（若山武信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ないようですね。質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第89号、第90号、第91号、第92号、第93号、第94号、第95号、第96号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第89号、第90号、第91号、第92号、第93号、第94号、第95号、第96号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、一括討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第89号、第90号、第91号、第92号、第93号、第94号、第95号、第96号について一括採決をいたします。

本案は、原案どおりに決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（若山武信君） 日程第28 議案第97号令和2年度赤平市一般会計予算、日程第29 議案第98号令和2年度赤平市国民健康保険特別会計予算、日程第30 議案第99号令和2年度赤平市後期高齢者医療特別会計予算、日程第31 議案第100号令和2年度赤平市下水道事業特別会計予算、日程第32 議案第101号令和2年度赤平市用地取得特別会計予算、日程第33 議案第102号令和2年度赤平市介護サービス事業特別会計予算、日程第34 議案第103号令和2年度赤平市介護保険特別会計予算、日程第35 議案第104号令和2年度赤平市水道事業会計予算、日程第36 議案第105号令和2年度赤平市病院事業会計予算を一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君）〔登壇〕令和2年度の一般会計、各特別会計及び企業会計予算の提案に当たり、予算編成の大綱につきましてご説明申し上げます。

令和2年度においても効率、効果的な予算編成に努め、令和元年度中に策定予定の第6次赤平市総合計画案の各施策の基本方針に基づく事業を予算化いたしました。

歳入につきましては、市税は人口及び喫煙者の減少により市たばこ税が減少しておりますが、消費税率改正に伴う税制改正の影響により軽自動車税が増加し、対前年度6月補正後比で0.5%増となっております。地方交付税ですが、普通交付税は地方財政計画の増減率及び過疎対策事業債償還費など公債費算入増加分を勘案し4%増、特別交付税は前年度同額で、地方交付税総額としては3.2%増となっております。国庫支出金25.7%増及び市債34.9%増は、統合小学校建設事業など普通建設事業の増加によるものでございます。諸収入47.2%の減は、プレミアム付商品券事業の減少によるものでございます。

歳出につきましては、人件費は会計年度任用職員制度導入などにより対前年度6月補正後比18.8%増、積立金はふるさと納税寄附見込額の増に伴い

137.5%増、普通建設事業は統合小学校建設事業や防災行政無線整備事業などにより30.4%増となっております。物件費は臨時的任用職員賃金の減少により9.9%減、扶助費はプレミアム付商品券事業の減少により8.2%減となっております。

以上、一般会計の予算規模は98億7,445万9,000円、前年度当初予算比10億2,014万3,000円、11.5%増、6月補正後予算比5億2,445万9,000円、5.6%増となっております。

その他の会計の予算規模につきましては、国民健康保険特別会計が14億7,268万8,000円、後期高齢者医療特別会計が2億4,505万7,000円、下水道事業特別会計が5億7,410万8,000円、用地取得特別会計が4,531万9,000円、介護サービス事業特別会計が727万6,000円、介護保険特別会計が14億9,678万5,000円となっております。また、公営企業会計につきましては、歳出ベースで水道事業会計が8億4,363万2,000円、病院事業会計が29億6,584万9,000円となっております。

以上、全会計の予算総額は175億2,517万3,000円、対前年度当初予算比13億2,640万3,000円、8.2%の増、6月補正後予算比8億1,003万4,000円、4.8%増となっております。

以下、予算書の内容説明につきましては副市長に行わせていただきますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 副市長。

○副市長（永川郁郎君）〔登壇〕令和2年度各会計予算及び予算説明書により提案の趣旨をご説明申し上げますが、大きな増減のある科目のうち主なものについてご説明申し上げます。なお、各会計に共通する事項として、令和2年4月1日施行の会計年度任用職員制度に伴い、同日施行の地方自治法施行規則の一部を改正する省令により歳出の節体系から7節賃金を削って、以降の番号を繰り上げ、各予算科目における賃金は全て款13の職員給与費に計上しております。

それでは最初に、議案第97号令和2年度赤平市一

般会計予算についてご説明申し上げます。3ページをお願いします。

一般会計の予算は、第1条で歳入歳出予算の総額を98億7,445万9,000円と定めるものであり、第2条で債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を定め、第3条で地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定め、第4条で一時借入金の借入れの最高額を20億円と定めるものであります。

8ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為は統合小学校建設事業につきまして期間を令和2年度から3年度、限度額を23億2,381万2,000円と定めるものであります。

9ページをお願いいたします。第3表、地方債は令和2年度の普通建設事業等の財源として地方債を起こすものであり、目的、限度額等は表に記載のとおりであります。

次に、事項別明細書の歳出予算についてご説明申し上げますので、50ページをお願いいたします。2款1項9目企画費4億4,167万8,000円、前年度比1億5,824万6,000円の増額は、ふるさとガンバレ応援寄附金に伴う返礼品及び積立金の増加などによるものであります。

54ページをお願いいたします。15目防災費2億8,689万1,000円、前年度比2億7,497万5,000円の増額は、防災行政無線整備事業実施などによるもので、その財源として防災整備事業債2億8,230万円を計上しております。

66ページをお願いいたします。5項1目統計調査費792万3,000円、前年度比605万3,000円の増額は、5年に1度の国勢調査に要する費用の計上などによるものであります。

70ページをお願いいたします。3款1項1目社会福祉総務費4,997万1,000円、前年度比1,382万円の減額は、ケアハウスすいこう新設工事に係る債務負担行為分が終了したことなどによるものであります。

2目障害者福祉費6億1,141万9,000円、前年度比1,670万5,000円の減額は、施設入所支援等の障害サ

ービス給付費の減少などによるものであります。

72ページをお願いいたします。3目老人福祉費8,020万4,000円、前年度比5,621万3,000円の減額は、前年度実施の旧愛真ホームの解体除却工事の完了などによるものであります。

80ページをお願いいたします。2項4目保育所費6,217万1,000円、前年度比2,654万2,000円の減額は、保育所調理について令和2年度より業務委託するための委託料3,049万円の計上に伴い、賄い材料費の減少のほか、会計年度任用職員制度による賃金の職員給与費への移行などによるものであります。また、14節工事請負費762万円は、若葉保育所屋上防水改修工事などを実施するものであります。

84ページをお願いいたします。8目児童扶養手当費6,003万8,000円、前年度比2,564万4,000円の減額は、昨年度が児童扶養手当の支給月変更初年度であったため、年度間で15か月分を予算計上していたことによるものであります。

92ページをお願いいたします。4款1項3目感染症予防費2,980万7,000円、前年度比930万9,000円の増額は、高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種及び緊急風疹抗体検査等事業に係る委託料の増加などによるものであります。

5目環境衛生費8,311万9,000円、前年度比1,792万円の増額は、主に火葬場建設に伴う中空知衛生施設組合負担金の増加などによるものであります。

94ページをお願いいたします。6目墓地管理費1,526万7,000円、前年度比1,098万7,000円の増額は、合同墓整備事業に伴う委託料の増加などによるものであります。

7目霊園管理費343万2,000円は、霊園特別会計の廃止により一般会計にて予算計上するものであります。

98ページをお願いいたします。2項2目じん芥処理場費3,811万2,000円、前年度比2,236万7,000円の減額は、前年度実施のじん芥処理場閉鎖工事の完了などによるものであります。

3目し尿処理費、6,294万7,000円、前年度比3,862

万2,000円の減額は、前年度実施の旧浄化センターに係る取水施設等撤去工事の完了などによるものであります。

112ページをお願いいたします。6款2項2目林業振興費の14節工事請負費1,787万3,000円は、主に造林、間伐、下刈りなど森林環境保全整備工事を実施するものであります。

3目分収造林費772万1,000円は、保育間伐、作業道新設の分収造林工事を実施するもので、その財源として受託事業収入771万2,000円を計上しております。

118ページをお願いいたします。7款1項3目エルム高原施設費の14節工事請負費204万2,000円は、エルム高原温泉ゆたりのレストルーム改修工事を実施するものであります。

122ページをお願いいたします。8款2項3目除雪対策費、125ページの17節備品購入費720万円は、凍結防止剤散布機1台を購入するもので、その財源として国庫補助金480万円、過疎対策事業債240万円を計上しております。

124ページをお願いいたします。4目道路新設改良費、127ページの12節委託料970万円は、昭和1号小路実施設計などを、14節工事請負費1億4,000万円は右岸通舗装改修、北文本通改良舗装、東文通学線歩道改良、昭和2丁目改良舗装の工事費を計上するものであります。

126ページをお願いいたします。5目橋りょう維持費の14節工事請負費2,690万6,000円は、茂尻人道跨線橋火災復旧工事などを実施するもので、その財源として道路橋梁災害復旧債2,520万円を計上しております。

6目橋りょう改良費、129ページの12節委託料2,700万円でありますけれども、橋梁長寿命化実施設計委託料を、14節工事請負費1,100万円は左大谷沢5号橋の改修工事費を計上するものであります。

136ページをお願いいたします。5項2目地域住宅建設費の12節委託料1,128万6,000円は吉野第一団地2号棟実施設計を、14節の工事請負費3億

5,877万9,000円は、吉野第一団地1号棟建設、外構、駐車場除却工事などの公営住宅新築工事のほか、東大町団地1棟18戸の長寿命化を実施する公的住宅改善工事、住吉本町団地7棟46戸、平和団地4棟24戸の公的住宅除却工事費を計上するものであります。

140ページをお願いいたします。9款1項1目消防総務費3億9,932万8,000円、前年度比1,383万2,000円の増額は、主に高規格救急車1台の更新によるもので、その財源として過疎対策事業債2,550万円を計上しております。

150ページをお願いいたします。10款3項3目統合小学校建設費3億1,294万9,000円は、令和2年度、3年度の2か年で実施する統合小学校建設工事及び工事管理委託料などで、その財源として国庫負担金1億6,782万7,000円、過疎対策事業債1億3,520万円を計上しております。

162ページをお願いいたします。5項6目交流センターみらい費、165ページの14節工事請負費649万円は、空調機の整備に係る工事費を計上するものであります。

174ページをお願いいたします。7項1目学校給食センター費7,737万2,000円、前年度比572万7,000円の増額は、令和元年10月から既に実施の調理業務に係る委託料2,841万9,000円の増加、委託に伴う賃金の減少などによるものであります。

176ページをお願いいたします。11款1項1目元金8億672万3,000円、前年度比4,101万2,000円の増額は統合中学校グラウンド整備等に係る過疎対策事業債の元金償還開始及び臨時財政対策債に係る元金償還の増加などによるものです。

2目利子6,178万5,000円、前年度比1,556万3,000円の減額は、近年における借入れ利率の低金利化によるものであります。

178ページをお願いいたします。12款1項6目介護保険特別会計繰出金2億4,752万9,000円、前年度比2,640万4,000円の増額ですが、実施予定の低所得者に係る保険料軽減強化などによるもので、その財

源として国庫負担金1,216万9,000円、道負担金608万4,000円を計上しております。

7目水道事業会計繰出金1億7,140万4,000円、前年度比9,197万2,000円の増額は、主に浄水場及び取水場に設置する自家発電設備整備事業に伴う出資金8,960万円の増加などによるもので、その財源として一般会計出資債を同額計上しております。

8目病院事業会計繰出金8億4,566万8,000円、前年度比2,189万9,000円の減額は、繰り出し基準の見直しによる医師確保に要する経費など基準外繰り出しの減少などによるものであります。

182ページをお願いいたします。13款1項1目職員給与費13億8,948万円、前年度比2億3,315万6,000円の増額は、会計年度任用職員制度導入による報酬及び期末手当の増加などによるものであります。

次に、歳入予算についてご説明を申し上げますので、戻りまして14ページをお願いいたします。1款4項1目市たばこ税8,139万3,000円、前年度比572万3,000円の減額は、人口及び喫煙者の減少などによるものであります。

16ページをお願いいたします。6款1項1目法人事業税交付金600万円は、税制改正に伴う市町村分の法人住民税、法人税割の減収分を補填するため都道府県から市町村に交付される法人事業税の一部について計上するものであります。

10款1項1目地方交付税43億8,677万8,000円、前年度比1億3,620万4,000円の増額は、普通交付税が令和元年度決定額に地方財政計画の増減率及び過疎対策事業債償還費などの公債費算入増加分を勘案し前年度比4%増、特別交付税が前年度同額計上によるものであります。

18ページをお願いいたします。13款1項2目民生使用料580万4,000円、前年度比760万1,000円の減額及び20ページ、6目教育使用料449万3,000円、前年度比217万5,000円の減額は、幼児教育無償化制度によるものであります。

同じく20ページの2項2目衛生手数料5,767万

円、前年度比2,080万円の減額は、じん芥処理場閉鎖に伴うごみ処理手数料の減少によるものであります。

30ページをお願いいたします。17款1項3目ふるさとガンバレ応援寄附金4億円、前年度比1億5,000万円の増額は、実績を勘案したものであります。

32ページをお願いいたします。18款1項1目財政調整基金繰入金2億2,814万2,000円、前年度比1億2,323万6,000円の減額は、当初予算における歳入不足額の減少によるものであります。

2目減債基金繰入金1億2,695万7,000円、前年度比1,292万3,000円の増額は、充当予定の過疎対策事業債償還費の増加によるものであります。

4目あかびらガンバレ応援基金繰入金2億3,693万9,000円、前年度比3,208万5,000円の増額は、基金充当事業及び金額の増加によるものであります。

36ページをお願いいたします。21款1項5目臨時財政対策債1億3,446万5,000円、前年度比1,552万3,000円の減額は、地方財政計画の減少率を勘案したものであります。

続きまして、議案第98号令和2年度赤平市国民健康保険特別会計につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。197ページをお願いいたします。

国民健康保険特別会計の予算は、第1条で歳入歳出予算の総額を14億7,268万8,000円と定めるものであり、第2条で一時借入金の借入れの最高額を2億5,000万円と定め、第3条で歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を第1号のとおり定めるものであります。

203ページをお願いいたします。歳入ですが、1款1項1目一般被保険者国民健康保険税1億1,299万1,000円、前年度比836万5,000円の減額ですが、主に医療給付費分、後期高齢者支援金分の現年課税分において被保険者数が減少していることによるものであります。

205ページをお願いいたします。2款1項1目保険給付費等交付金11億7,414万4,000円、前年度比4,989万2,000円の増額ですが、保険給付費の増加な

どによるものであります。

3款2項1目国民健康保険事業財政調整基金繰入金4,049万6,000円、前年度比992万5,000円の増額ですが、過年度分の前期高齢者交付金及び退職被保険者に係る事業費納付金の増加などによるものであります。

217ページをお願いいたします。歳出ですが、2款1項1目一般被保険者療養給付費9億4,299万円、前年度比2,485万4,000円の増額は、保険給付費の増加によるものであります。

227ページをお願いいたします。3款1項1目一般被保険者分2億363万4,000円、前年度比1,864万6,000円、2目退職被保険者等分2,345万4,000円、前年度比2,342万9,000円の増額は、納付金の確定に伴う増加によるものであります。

次に、議案第99号令和2年度赤平市後期高齢者医療特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。259ページをお願いいたします。

後期高齢者医療特別会計の予算は、第1条で歳入歳出予算の総額を2億4,505万7,000円と定めるものであり、第2条で一時借入金の借入れの最高額を3,000万円と定めるものであります。

次に、議案第100号令和2年度赤平市下水道事業特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。283ページをお願いいたします。

下水道事業特別会計の予算は、第1条で歳入歳出の総額を5億7,410万8,000円と定めるものであり、第2条で債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を定め、第3条で地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定め、第4条で一時借入金の借入れの最高額を1億5,000万円と定めるものであります。

286ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為は、水洗便所等改造資金融資あっせんに係る債務保証につきまして、期間及び限度額を定めるものであります。

287ページをお願いいたします。第3表、地方債は、下水道整備事業の財源として地方債を起すも

のであり、目的、限度額等は記載のとおりであります。

293ページをお願いいたします。歳出であります。1款1項2目公共下水道事業費、296ページ、12節委託料941万9,000円は全体計画変更資料作成業務など、14節の工事請負費6,140万円は吉野川、空知川第1排水区の雨水管渠新設工事など、17節の備品購入費2,050万円は内水浸水対策としてのトラック、発電機、ポンプの購入費を計上するものであります。

続きまして、議案第101号令和2年度赤平市用地取得特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。315ページをお願いいたします。

用地取得特別会計の予算は、第1条で歳入歳出予算の総額を4,531万9,000円と定めるものであります。

次に、議案第102号令和2年度赤平市介護サービス事業特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。327ページをお願いいたします。

介護サービス事業特別会計の予算は、第1条で歳入歳出予算の総額を727万6,000円と定めるものであり、第2条で一時借入金の借入れの最高額を2,000万円と定めるものであります。

続きまして、議案第103号令和2年度赤平市介護保険特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。347ページをお願いいたします。

介護保険特別会計の予算は、第1条で歳入歳出予算の総額を14億9,678万5,000円と定めるものであり、第2条で一時借入金の借入れの最高額を1億5,000万円と定め、第3条で歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を第1号のとおりと定めるものであります。

353ページをお願いいたします。歳入ですけれども、1款1項1目第1号被保険者介護保険料2億3,345万7,000円、前年度比2,654万7,000円の減額は、低所得者の保険料軽減強化などによるものであります。

続きまして、議案第104号令和2年度赤平市水道

事業会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。赤平市水道事業会計予算書の1ページをお願いいたします。

第2条、業務の予定量は、給水戸数4,639戸、年間総配水量131万立方メートル、1日平均配水量3,589立方メートルを予定とし、主要な建設改良につきましては記載のとおりであります。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、収入3億3,471万6,000円、支出3億3,114万円と定めるものであります。

2ページをお願いいたします。第4条、資本的収入及び支出の予定額は、収入4億3,491万8,000円、支出5億1,249万2,000円とし、資本的収入が資本的支出額に対し不足する額7,757万4,000円は過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

第5条、企業債は、建設改良の限度額を2億2,440万円とし、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりであります。

3ページをお願いいたします。第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費については、職員給与費として3,546万2,000円であります。

第7条、企業債元金及び利息等支払いのため、一般会計からこの会計へ補助金を受ける金額は7,709万6,000円であります。

第8条、棚卸資産の購入限度額を226万6,000円と定めるものであります。

4ページをお願いいたします。令和2年度赤平市水道事業会計予算実施計画の収益的収入及び支出ですが、収入の1款1項1目給水収益2億5,860万円、前年度比300万円の減額は、給水人口の減少に伴う家庭用水道料金の減によるものであります。

4目その他の営業収益774万5,000円、前年度比720万円の増額は、5ページ、支出の1款1項2目配水及び給水費の赤平奈井江線水道管撤去補償工事に伴う補償金によるものであります。

同じく5ページの支出3目総係費4,346万5,000円、前年度比549万円の減額は、退職手当給付引当金367万5,000円、アセットマネジメント経営戦略策

定業務462万円の予算計上による増額、事業完了によるアセットマネジメントに係る固定資産台帳整備1,306万8,000円の減額などによるものであります。

6ページをお願いいたします。資本的収入及び支出であります。収入の1款資本的収入4億3,491万8,000円、前年度比2億8,745万5,000円の増額は浄水場、取水場に自家発電機2基を整備する緊急対策自家発電整備事業に伴う企業債、出資金、国庫補助金の増などでありまして、支出の1款資本的支出5億1,249万2,000円、前年度比2億6,008万8,000円の増額は同じく緊急対策自家発電整備事業工事による増のほか、車両の更新、料金システム入替えに伴うシステム関連のハード及びソフトなど固定資産購入費の増によるものであります。

続きまして、議案第105号令和2年度赤平市病院事業会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明を申し上げます。赤平市病院事業会計予算書の1ページをお願いいたします。

第2条、業務の予定量は、病床数は120床、患者数は入院患者延べ数を3万5,207人、1日平均96.5人、外来患者延べ数を6万2,490人、1日平均257.2人と予定し、主な建設改良事業については記載のとおりであります。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、収入23億4,198万5,000円、支出24億977万4,000円と定めるものであります。

1、2ページの第4条、資本的収入及び支出の予定額は、収入4億644万9,000円、支出5億5,607万5,000円とし、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億4,962万6,000円は過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

同じく2ページの第5条、企業債は、限度額を医療機器整備事業5,500万円、医療施設整備事業590万円とし、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりであります。

第6条、一時借入金の限度額を15億円と定めるものであります。

第7条、議会の議決を経なければ流用することの

できない経費については、職員給与費13億278万7,000円、交際費40万円といたします。

第8条、他会計からの補助金につきましては、医師確保対策に要する経費など9,294万8,000円であります。

第9条、棚卸資産の購入限度額を2億5,812万2,000円と定めるものであります。

3ページをお願いいたします。令和2年度予算実施計画の収益的収入及び支出であります。収入の1款1項医業収益18億9,586万2,000円、前年度比2,161万6,000円の増額は地域ケア病床に係る入院収益、救急医療の確保に要する経費と一般会計負担金の増加、2項医業外収益3億9,365万4,000円、前年度比2,733万5,000円の減額は医師確保に要する経費と一般会計補助金の減少、4ページの3項特別利益5,246万9,000円、前年度比3,323万4,000円の減額は、過年度損益修正益の減少などによるものであります。

5ページをお願いいたします。支出の1款1項医業費用23億879万5,000円、前年度比3,785万2,000円の減額は、3年に1度の退職手当組合事前納付金精算に係る法定福利費、器具及び備品等減価償却費の減少、7ページの3項特別損失6,322万8,000円、前年度比5,662万7,000円の増額は過年度損益修正損の増加によるものであります。

8ページをお願いいたします。資本的収入及び支出であります。収入の1款資本的収入4億644万9,000円、前年度比3,279万7,000円の減額は、医療機器等の整備に伴う企業債及び企業債の償還終了に伴う他会計出資金の減少によるものであります。

9ページをお願いいたします。支出の1款資本的支出5億5,607万5,000円、前年度比5,414万2,000円の減額は、収入同様、医療機器等の整備、企業債償還終了に伴う減少によるものであります。

なお、1項1目固定資産購入費は、前年度比1,888万5,000円の減額ですが、建物附属物はCT室、検査室、耳鼻科、眼科冷暖房機の更新、器具及び備品は一般エックス線撮影装置、生化学自動分析装置と医

療機器の更新を予定しております。

以上、議案第97号から105号につきまして一括してご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 説明が終わりました。

これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。竹村議員。

○1番（竹村恵一君） ただいま副市長から新年度予算についての説明をいただきました。市長にお伺いしたいというふうに思うのですが、この令和2年の特に一般会計の予算について、編成に当たってベースになる考え方や市長の考え方をどのようにお持ちになられて、この予算編成になられたのか、考え方だけお聞きしておきたいというふうに思います。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 新年度予算に当たりまして、昨年来私のほうから市民の皆様方にお約束させていただきました、身近なところから取り組んでまいりたいということをお約束させていただきましたので、それにつきましては既に市民の皆様方にアンケート調査も実施いたしました。その中では、商業振興というものが1位にございましたし、また地域医療、それから公共交通、そして除雪対策というようなところだったというふうに思っております。中でも商業振興は1位になってございますけれども、行政の立場から商業振興に具体的な予算というのはなかなか難しい部分も実はございます。その中でも引き続きこれまで取り組んできました各企業であるとか商業、商店に対するもの、それは継続してまいりたいというふうに考えてございますし、また地域医療につきましても医師確保については継続して取り組んでまいりたいと考えております。

また、公共交通につきましては、地域の中での協議会を立ち上げてまいりたいというふうに考えてございますし、そのためには委託でそれぞれの各地域におきます公共交通についての実態ですとか、それらの調査事業についても取り組んでまいりたいと考えてございます。

また、除雪事業につきましても私道についての除雪についてこれまで各地域での調査等も行いまして、実態がどのようになっているのかということも調査させていただきましたし、その中で予算につきましてはこれまでとさほど変わっていない予算額かもしれませんが、ご説明させていただきました中で金額については大体300万から500万円程度、除雪、そして排雪も含めますとそういった金額になるのではないのかなというふうに考えておりますけれども、そういった身近なところからの取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（若山武信君） そのほかにございませんか。
（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第97号、第98号、第99号、第100号、第101号、第102号、第103号、第104号、第105号については、さきに設置した予算審査特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第97号、第98号、第99号、第100号、第101号、第102号、第103号、第104号、第105号については、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

○議長（若山武信君） 日程第37 報告第9号専決処分の報告について、日程第38 報告第10号専決処分の報告について、日程第39 報告第11号専決処分の報告についてを一括議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君）〔登壇〕報告第9号から報告第11号につきましてご説明申し上げます。

指定されております専決処分事項のうち、第2項の市営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解、あっせん、調停及び仲裁に関することに基づき、市営住

宅の滞納家賃の支払いの請求に関する訴えの提起及び裁判上の和解につきまして専決処分を行いましたことから、議会に報告するものであります。

報告第9号につきましては、市営住宅の滞納家賃等の支払いの請求に関する裁判上の和解につきまして、令和元年12月18日に1件の専決処分をしたものであります。

報告第10号につきましては、市営住宅の滞納家賃の支払いの請求に関する訴えの提起につきまして、令和元年12月24日に1件の専決処分をしたものであります。

なお、口頭弁論期日に相手方が出頭せず、陳述したものとみなされた答弁書には請求原因事実を認める旨の記載があることから、本市の主張に基づき判決を言い渡されたところであります。

報告第11号につきましては、市営住宅の滞納家賃等の支払いの請求に関する訴えの提起につきまして令和2年1月28日に2件の専決処分をしたものであります。

なお、2件についても前報告同様口頭弁論期日に相手方が出頭せず、陳述したものとみなされた答弁書には請求原因事実を認める旨の記載があることなどから、本市の主張に基づき判決が言い渡されたところであります。

以上、報告第9号から第11号につきまして一括してご説明申し上げます。よろしくご了承くださいますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 説明が終わりました。

これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第9号、第10号、第11号については、報告済みといたします。

○議長（若山武信君） 日程第40 報告第12号令和元年度定期監査及び財政的援助団体監査報告につい

てを議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。目黒監査委員。

（「説明省略」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 説明省略との声がありますので、説明を省略いたします。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第12号については、報告済みといたします。

○議長（若山武信君） お諮りいたします。

委員会審査及び議案調査日のため、明日6日から10日までの5日間休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、明日6日から10日までの5日間休会することに決しました。

○議長（若山武信君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 3時06分 散会）

上記会議の記録に相違ないことを証する

ため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員 (番)

署 名 議 員 (番)